

# 第一篇 社 寺

## 第一章 神 社

信濃の國に大山祇神を祀れる山ノ神の社が最も多いのは當然と考へらるる所である。而して又諏訪神氏系の繁衍と、諏訪神威の發揚とに由て、各地に鎮座奉祀せらるるに至つたものと思はるる、建御名方命を祭神とする諏訪社の數の、甚だ多いのも注意を惹く所である。小縣郡の如きも到る所に其社を見るのである。我上田市域内に鎮座せる神社に就て見るに、村社以上の社格あるもの十一社にして、其中建御名方命を祀れるもの八社、然も其内には科野大宮上田神社の二縣社がある。他の祭神の社は、四ヶ牧神社、伊勢神社、宮川神社の三社で、上田市の大部が昔時須波の郷と稱せられた所だけあつて、諏訪神社、崇敬に顯著なものがある。之に依て考察する時は、上田市の大部分には諏訪神氏系諏訪神の系統で諏訪の、及諏訪神の神威の人々が、早く居住繁衍したものと見るべきである。神を氏神とするもの

左に上田市内鎮座の神社に就て左記の順序に記述する。

### 一、縣 社

### 二、村 社

### 三、無格社

第一節 縣 社

大宮由緒

科野大宮社 上田市大字常入  
宇上常田  
社格縣社 祭神、大己貴命、事代主命 相殿 建御名方富命

總社大宮  
科野大宮

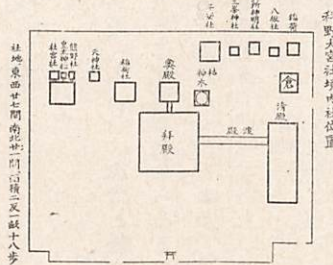
大宮大明神

氏子區域



往古境内東西六町餘、南北八町の廣さを有せり。本社は常田村及び上田町の内常田町横町海野町鷹匠町

本社創立年月不詳、社傳記祭儀略記及社傳の古書等に載する所に據れば、崇神天皇の御宇神八井耳命の孫建五百建命の創立にして、天武天皇の御代神部神



地の御寄附之れ有り、天平年中官祭執行の由に傳ふ。又同年間國府廳の命を以て祭典執行せしより總社大宮と尊稱せり。

康安二年二月關東管領足利基氏下知の狀に、科野大宮主と記載有り、中古以來大宮諏訪大明神とも稱し社傳記に諏訪神社は初め井戸尻に鎮座の所當

社に選宮の由を載す蓋し合併後再社名を復稱せしならんに、大宮大明神とありしより大宮の社號に復し、明治維新の後今の社號に改む。

文治年中八條院御領の節、大島居の御寄附あり宇上ノ山に建立今、島居場と稱す

修理、再建の棟札

厩裏町新參町丸堀町の産土神にして、又舊上田城は常田庄に屬するを以て慶長年中眞田氏當城の鎮守と定め、祭典を興し特に崇敬を加ふ。爾來城主代々崇敬の社にして、藩費を以て營繕す。天文年間兵火の爲に燒失し、天正元年八月再建、同十二年、寶永七年七月、正徳四年六月、元文四年八月、明和三年九月、安永九年九月修理の棟札存す。現今の社殿は萬延元年上田城主松平忠禮の再建なり。神社明細帳所載由緒書

足利基氏下知狀

此社が古來顯はれた有名な社であつた事は、關東管領より天下安泰の祈請を命ぜられた左の天下安全祈禱之事

就<sub>レ</sub>慧星出現<sub>ニ</sub>殊可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>精誠<sub>一</sub>之狀如件

康安二年二月廿三日

花押(足利基氏)

科野大宮主との

の下知狀に據つても知られる所であるが、

か 國府總社なりし

(一)大宮と稱する社は他にも多くある。然るに獨り此社のみ古來科野大宮と稱し、科野の二字を冠すること

(二)社傳に總社大宮と稱せしを傳ふること

(三)此社の東方字堀内に、上代信濃國司廳が存在せしなるべしとの推想 等より此社の位置に思を及ぼす時は、或は上代國司禮拜の國府總社で、あつたではあるまいかと思はれる。

徳川時代に至り、此社と國分寺三重の古塔のみは、其破損の場合に其修理造營等の事は、此地の領主之れに任じた事は、上代の遺風に依るものと考へられる。寶永三年。指出帳

造營修理は地頭之に任す 枯神木保護

此社の造營修覆等の事に就いて、眞田氏時代は記録の徴すべき者が無いので、知るを得ないが仙石氏領主たりし時に、此等の事に當つた事實は寶永三年差出帳所載や、元祿五年當社神木榎の枯木に覆屋を設

けた事で判明する。

元祿五年此社の神木、枯れた時領主仙石政明は其腐朽を惜しみ、地上丈餘の所にて之を伐り、其上に覆を施し之を保護した。此神木は里人の談り傳へに據ると、朝暉夕陽に樹影八町に及びしといふ。松平氏も再修覆した。

松平氏時代の事は、文久二年大宮神主川上對馬より藩に提出した、先例書に詳述してあるので、次に記して置く。

社殿造營先例書

歡喜院の代

社殿造營先例書

一、歡喜院様御代寶永七寅年五月大宮手洗石並蓋共御寄附被<sub>レ</sub>遊候

同年七月大宮社内破損御繕御手入被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候

一同御代正徳四年八月社内惣御修覆被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>

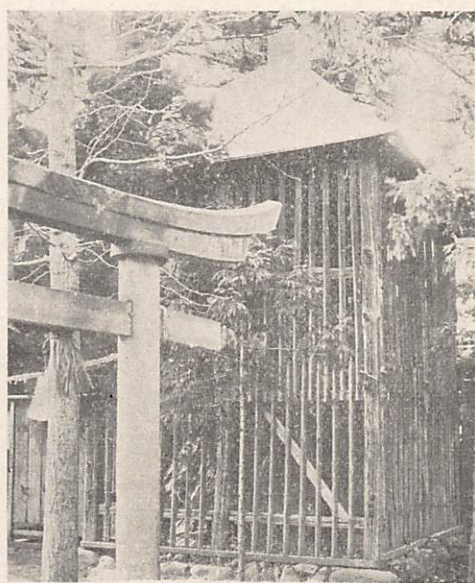
候節大鳥居一字新に御寄附被<sub>レ</sub>遊候、並ニ御本社御簾御寄附被<sub>レ</sub>遊候

但御棟札一枚御奉納被<sub>二</sub>成置<sub>一</sub>候並爲<sub>二</sub>御遷宮料御米五俵御奉納被<sub>二</sub>成候

一歡喜院様御代元文四未年六月より八月迄、社頭御修覆被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候節、社地廻り惣土手御引崩し只今中垣御建立被<sub>レ</sub>遊候其節大鳥居之額新ニ御寄附被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候

但御額之筆者佐文正

大宮大明神之文字隸書ニ相認有<sub>レ</sub>之候



(木神枯るせ施を柵根屋)

大量院の代

御遷宮ニ付御棟札並御遷宮料米五俵先例之通御神納被<sub>レ</sub>遊候

一 大量院様御代明和三年戊戌年九月社内御修覆被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候

但御棟札御遷宮料如<sub>ニ</sub>先例<sub>一</sub>被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候

一 安永四乙未年十二月廿五日御紋附瓶子一對並<sub>ニ</sub>御紋附<sub>但金</sub>三方御寄附被<sub>レ</sub>遊候

一 安永九子年八月大宮本社御繕之上瓦屋根被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候而追々清殿拜殿神樂殿等皆瓦屋根ニ被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候

但手洗石蓋神木蓋等如<sub>ニ</sub>先規<sub>一</sub>被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>之候

但此儀ハ御本社御繕より被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候而正遷宮は不<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候故延引仕置候

大彰院の代

一 當御代天明四甲辰年七月廿八日御繪馬御奉納

但金地飛龍 筆者狩野永翁

同年九月廿一日御社參被<sub>レ</sub>遊候節御太刀馬代若干御神納被<sub>レ</sub>遊候

一 寛政四壬子年八月大宮本社と清殿との間橋屋根共ニ新ニ御寄附被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候、此節社内所々御手入被<sub>ニ</sub>

仰付<sub>一</sub>候(御用部屋書留)

忠禮公社殿造營

文久二年九月藩主忠禮社殿を造營し、其功將に成らんとし正遷宮の舉式も近づきし時、川上將監は御紋附幕一對及高帳一對の寄附を出願し

乍<sub>レ</sub>恐奉<sub>レ</sub>願口上書

一 御當社大宮者御城御鎮守御上様にも御代々御崇敬之御社殊に御敷代御普請御寄附等も御續被<sub>ニ</sub>下置<sub>一</sub>

猶又此度御大造御普請被<sub>ニ</sub>下置<sub>一</sub>、近々御造營成就可<sub>レ</sub>仕右ニ付正遷宮御武運長久並御領民安全之御

神事謹行仕度奉<sub>レ</sub>存候ニ付、奉<sub>ニ</sub>恐入<sub>一</sub>候御儀ニ御座候得共、御紋附御幕一對御紋付御高張一對御寄

附被<sub>ニ</sub>成<sub>一</sub>下置候様奉<sub>ニ</sub>願上<sub>一</sub>候乍<sub>レ</sub>恐右願之通被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>被<sub>ニ</sub>下置<sub>一</sub>候はゞ難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候 以上

(文久二年)戌九月

大宮神主川上將監

御作事御役所 (御用部屋書留)

願は早速聞届けられた。此時の造營にかかる社殿が現在のものである。

藩主の参拜

藩主参詣禮拜

領主参詣禮拜のことは、仙石氏の時元祿の頃藩主自ら八幡、伊勢宮、大宮に参詣せしこと度々あり。松平氏の時には藩主の参詣あるか、然らざれば家臣の上席者をして、代拜せしめた。左に天明九年正月藩主参詣のことを記した、海野町問屋日記の一項を記し、當時の様態を窺ふ資料とする。

正月十九日

一大宮八幡

殿様御参詣五ツ半時御伴揃、常田町より御出大宮に御参詣被<sub>レ</sub>遊候、御先番御用人寺尾九郎右衛門様御供頭都筑太郎左衛門様御次石川萬五郎様御供掛山勘右衛門様町通り夫より八幡に御参詣木町口より御入被<sub>レ</sub>遊候、當日夜明町見分いたし候、萬端取計ひ等惣而御参観の通、盛砂は横町市作萬右衛門前に一つ宛いたし候、すだれ打付け取あしき分は此度は見逃し被<sub>レ</sub>遊候旨被<sub>レ</sub>仰出候、御手代御兩人官右衛門殿御先拂四人町役人不<sub>レ</sub>殘麻上下附人二人遣し置四ツ時無滞相濟。

藩主社参の時の  
供連れ

藩主社参の時には御供御用人供連、若黨兩人、四人の處檢、鍵持一人、挾箱持一人、長柄持一人、草履取一人、馬口之者兩人、杏籠持一人、合羽籠持一人、御先番御用人供若黨兩人、草履取が隨行したのである

(師岡藏上田年中行事)

若し代参の時は

代参罷越候節乗馬にて大手御門乗出し若黨に申付け番所へ、御代参ニ付不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>會釋旨罷通事、歸も乗馬にて不<sub>レ</sub>苦、乍去會釋は可<sub>レ</sub>致事、途中之侍出會之節御代参ニ付不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>會釋旨斷らせ宜候事と定め  
てある。九月十九日代参の時は初穂百疋、其他の時は初穂十二銅(師岡藏書取)

社領

社領は眞田氏領主の頃は七貫文元和五年調小縣郡年表仙石氏の頃は一貫百七十文寶永差出帳松平氏の時には現米二石六斗二升六合であつた。

社格

區制時代明治六年四月第二十二區の郷社に列せられ、同二十九年十二月二十三日縣社に昇格し、同三十年三月三十一日科野大宮社と稱する事になつた。

祭日及行事祭

祭日は從來九月十九日であつたが、安政二年出願して十二月十二日と變更し、現今は十月十五日である。猶舊來の祭式現今繼承せられて居る年中行事祭は

御賀玉儀 正月元日

正月二日三日の祭

御田作祭 正月六日

水田祭 五月六日

御旅祭 六月十一日

六月晦日祭

風祭 七月

神服祭 八月一日

杭定め之儀 九月一日

穗懸祭 九月十八日

九月十九日之祭

贊祭 十月十五日

御炊祭 十一月十五日

事始儀 十二月廿日

晦日年越祭

(神社明細帳、上田町誌、海野町問屋日記、御用部屋書留)

特殊なる祈請祭

三社勸請祈願

早魃の年、此社に紺屋町八幡、房山大星の二神を勸請し、三社合併雨乞祈請をした事が度々行はれた

(問屋日記)

明治四年廢藩の時、舊上田城内二ノ丸に在つた松平家の鎮守神圓州龜山在城の頃始めて勸請神號不詳の靈璽を當社内に遷した。明細帳

此神社の氏子は上田町の内、海野町、横町、舊藩内の鷹匠町、常田町、海野町裏町、新參町、丸堀町及常



六所明神社

入村で合計一千〇二七戸明治十四年常入村誌であつた。鍛冶町は海野町なるも大星神社(上田神社)氏子で、大宮の氏子では無い原町問屋所藏「明治二年原町中間の土中、悪上田町繪圖」水拂筋を穿つて石橋を得たり、鑄て曰く是より南常田村と則古老の傳、確たり」と常入村誌に述べてゐるのは、常田村の境界の一證となすべきであらう。  
町誌には常入村(四百十九戸)大宮氏子中に載せてあるも、踏入村には古來よりの諏訪神社古家神社あれば、踏入は此社の氏子であつたのであらう。



境内諸社

六所明神社

六所明神社 御厩中央御玉神を祭る。

此社往古上田舊城地にありしを天正年間築城の際此境内に奉遷したと云ふも、舊城地何處を指すか明か  
かて無い。諸國の例に徴するに、國府所在地に多く此社がある、故に此社古來より此處に鎮座したも  
ので、他社の移轉と混同したのではあるまいか。

駒形稻荷社 祭神保食神

六所明神社境内に在りしを同時に移遷したと云ふ。

稻荷社 祭神保食神 大宮賣命 大田命。

松平氏龜山在城の節創立の社で、上田轉封後城内三ノ丸に社殿建設鎮座の所、廢藩の時此處に遷した  
のである。

子安社

子安社 祭神木花開耶比賣命 高皇產神靈 神皇產靈神

嘉永五年信州佐久郡三塚村子安社の分靈を、城内三ノ丸に勧請したのである。廢藩の時此處に遷し  
た。

天神社 祭神菅原道眞

此社もと天神川原に在りしを、慶長十八年此地に遷したと傳ふ。其跡地の切起は社領とし、其收納に  
て社殿の修理が行はれた。

熊野社 祭神伊弉册尊 速玉男神 事解男神

天正年間常田圖書創めて勧請したと云ふ。常田字前田權現坂上に在つたのを、明治四十一年六月二十  
日此境内に遷した。

皇太神宮 祭神豊受大神

勧請年代不詳、もと常田の東方字藤ノ森に在りしを、熊野社と共に現地に遷した、舊社地東西十間四

尺餘南北十二間一尺餘。

社宮神社 祭神は御宜津神。

常田字社宮神に在りしを、前二社と共に現地に遷した。

此他三峯社、八坂社、稻荷社、諏訪社、猿田彦社等がある。  
神社明細帳  
神社傳

大日堂

大日堂

本社境内の西部の地に、兩部の大日堂があつた。明治二年六月の排佛毀釋令

排佛毀釋令

一社地内に有<sub>レ</sub>之佛像佛堂塔類は便宜之寺院へ引移し可<sub>レ</sub>申事

一寺院に有<sub>レ</sub>之神社小祠にても、不<sub>レ</sub>殘社地に引移し可<sub>レ</sub>申事

一從來神社に納置候木像類惣而取除可<sub>レ</sub>申事

一已後聊かの小社佛舎共、無<sub>レ</sub>願して取建候義決而不<sub>ニ</sub>相成一

に依り取拂はれ、大日如來像は久しく横町宗畔寺内に保管されて居たが、昭和七年四月神科村地籍(常山)

池の)の地に堂を建立して移遷した。

吉田家出張所

吉田家出張所 安政二年四月此境内に出來た。大宮神主川上將監の斡旋で、京都吉田家から此處に出張

して、金貸しをした所である。御用部屋日記書留

上田神社 上田市房山字  
大星沖鎮座

社格縣社 祭神建御名方命 前八坂刀賣命 事代主命

祭日 九月廿八日

社傳に據れば、醍醐天皇の延長二年諏訪神社の分靈を勸請した。花山天皇の御崇敬篤く、大法性大法師大星の三勅號を賜り、依て大星社と稱したと云ふ。

昌幸寄進狀

信之社領安堵狀

上ノ山城主社殿  
を再建す

此社武田信玄勝頼二代を通じて崇敬した事は、天正四年八月二十五日の、武田勝頼繼目の朱印が之を證して居る。其後眞田氏も崇敬篤く、天正十五年に社殿修理料

として九百五十文の地寄進があつた。

御社修理可仕候由申上候而神領の見出九百五十文之所被成ニ寄進之由御意候者也仍如レ件

亥八月十四日 昌幸印

少將奉之

大ほうし彌宣太夫殿

上 田 神 社

社領は慶長六年に眞田伊豆守信之が、前々の如く社領五貫三百五十文、異儀無く附け置く旨の安堵狀を此社に出して居る事は、昌幸時代に既に五貫三百五十文の社領を附け置かれた事を證して居る。仙石氏の時には九百五十文 寶永三年、松平氏の時には現石二斗三升二合餘を寄進して居た。貞享三年

差出帳

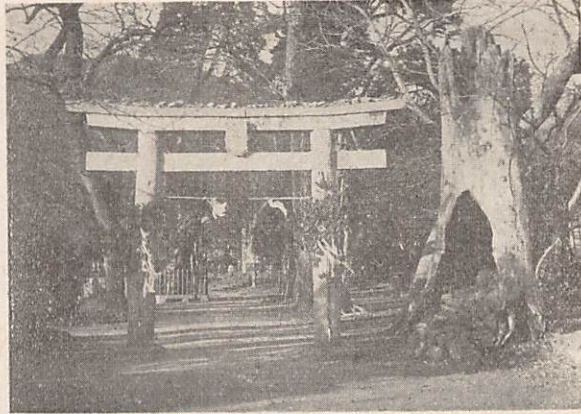
拜殿を建設し、八月廿七日棟上式を行つた。

享保五年氏子等相談して、大星社殿を東西へ各一間づゝ廣めて、普請するに決して工事に着手し、翌六年竣工九月廿七日遷宮の式を舉げた。此社は常田の大宮社とは、大に其趣きを

異にして、神社に關する世話斡旋は、悉く崇敬氏子等の盡力に出でたものと爲すも差支無いのである。

正徳元年六月氏子等此社に於て雨乞をして水鉢を奉納し九月又水石を奉獻した。

出羽上ノ山の城主松平山城守信將 伊賀守忠周の甥に當り、上田にて生れ出で、上ノ山松平氏を襲ぎし人 當社崇敬甚だ篤く、寛保元年社殿を再建した。



文政三年七月日記に、大星拜殿建替入用百七十兩餘、御擧共二百兩程の見積りあるから、此頃拜殿建替の事があつたらうと思ふ。

此社の鳥居は氏子中で寄進するのが慣例であつたが、文政六年八月には、房山瓦焼兩村の若者等が寄附して建設した。天保二年、本社殿建替竣工、五月四日遷宮の式があつた。

此社は常田大宮と共に上田地方では著はれた社であるが、松平領主時代に於ける崇敬の様は、常田の大宮社とは大に異つて居る。寶曆十三年八月十五日、成田十學が藩主の代參として、八幡、大法師、大宮に參向したが、大法師代參といふ事は、前後切めての事であつたと、原町問屋日記に載て居り、領主の參拜の如きも無かつたのが判明する。

社 格

昭和二年縣社

明治六年四月村社に列し、同十一年六月上田神社と改稱した。同十四年二月十日郷社に列し。昭和二年十二月二十四日縣社に昇格した。境内に太郎木、次郎木と稱する槻の大木あり、太郎木は枯死したが、次郎木は今猶存し其周圍三文餘に及ぶ。

里 宮

里宮と稱するは房山町に在り、社地坪數五十六坪である。

境内社

天満宮

天満宮 祭神 菅原道眞

社殿は境内彌榮神社の西隣に在る

彌榮神社

彌榮社、祭神素戔鳴尊

社殿間口二尺五寸奥行二尺上屋間口六尺。奥行六尺。本社の西に在る。勸請創立年月詳かでないが、寶永八年四月再建の棟札がある。此社も今の神科村山口字天王沖に在りしを、明治二十三年十二月五日日本社境内の地に移し、其跡地には一小祠を存する。古來祇園祭の房山獅子舞は、先づ此宮に於て演じた。故に其例に由り移轉後に於ても、獅子舞を演ずる時は、此社前に於て先づ演舞するのである。

安政四年七月、今迄少さい祠があつたのを、再建を企て同五年工事竣功し、三月二十一日辻宮祭を賑



彌 茶 社

々敷く行つた。現在の社殿は其時建立されたのである。

神社明細帳  
神社古文書

第二節 村 社

社 格

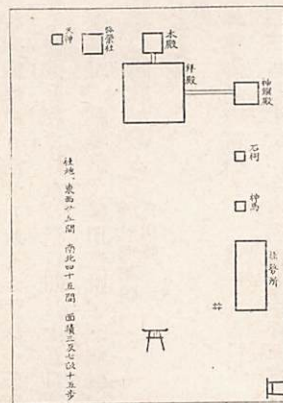
古家神社 上田市常入字古  
屋敷に在る

社格村社 祭神建御名方命 前八坂刀賣命

社傳に延長年間諏訪明神の分靈を勧請し、元久年中洪水の爲め今の地に移したと云ふ。舊踏入村の産土神である。

古家神社の社號

天保十三年八月吉田家より古家神社の社號を允許され、明治六年四月村社に列した。

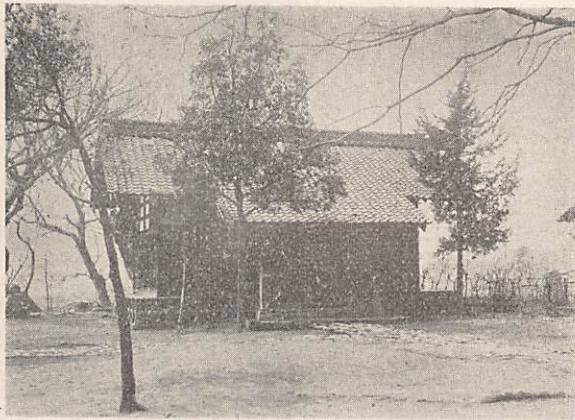


社領

社寺古蹟 第二篇 村 社

社領 元和五年四百四十文

寶永指出帳所載、社領七百五十文。



古 家 神 社

境内社

社地東西二十七間半南北十六間面積一反四畝二十步。

大正五年五月十八日常入字山根に在りて、創立年月不

詳、口碑に元國分寺上ノ坊中の鎮守と傳ふる八幡社。

無格社 及常入字藤ノ森に在りし豊受大神を祭れる皇太

神社無格社。を本社に合併した。

手筒神社 保食神、御氣津神を祭り、もと手筒山に鎮

座せしが、後飯繩澤に移し、寛保成年の洪水の爲め現

地に移した。従來飯綱社と稱せられしが天保十三年八

月手筒山神社の稱號を許された。祭日四月十五日。

此外稻荷社、栗島社、秋葉社、猿田彦社、三輪社、天

神社、戸隠社等の諸社がある。神社明細帳  
差出帳

鎌原神社 上田市常盤城  
字豊原

社格村社 祭神建御名方富命

鎌原神社

諏訪明神

創立年月不詳 舊鎌原村の産土神で、寶永三年差出帳所載社領三百六十文 今境内百七十坪。祭日は九月十四日。もと諏訪明神と唱へしが、明治二年上田藩の許可を得て鎌原神社と改稱した。明治六年村社に列した。本殿拜殿の外清殿がある。(神社明細帳)

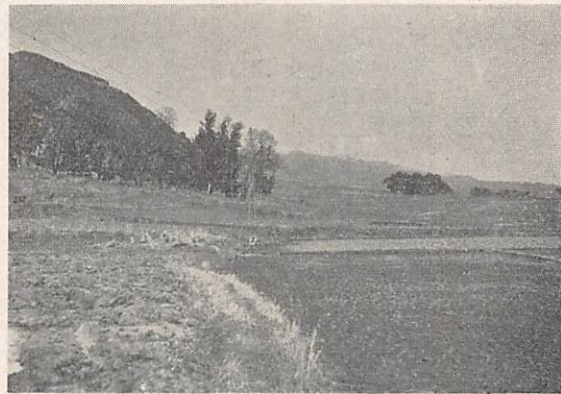
須波三穗神社 上田市常盤城宇小路と建

社格村社 祭神 建御名方命 大己貴命 少彦名命

二座あり、元西脇村新町村二村の産土神で、宇小路にあるを春宮と稱し、宇建に鎮座するを秋宮と稱



鎌原神社



須波三穗神社

左方近なく秋宮 右方な春宮

し、春秋二季祭典を執行した。祭日四月十三日九月十四日  
創立年月不詳 古來諏訪社と唱へしを明治二年上田藩の許を得て社號を改めた。明治六年四月村社  
に列した。

小路建の兩社共其本社清殿拜殿鳥居等、皆同一形式である。社地は宇建鎮座社は、東西二十九間一尺餘南北六十二間、面積六反七步。小路鎮座社は東西二十六間南北二十五間、面積一反八畝九步

常盤城村誌に據れば、建鎮座の社には、建御名方命と少彥名命を、小路鎮座の社には、建御名方命と大己貴命を祭るとある。

境内社 三島社は小路社の境内に在り祭神は大山祇神と云ふ。神社明細帳 町村誌

生塚神社 上田市常盤城生塚字生心

社格 村社 祭神 建御名方命 大己貴命

勸請年月不詳。祭日九月十四日 古來諏訪明神宮と稱したが、文久元年四年生塚神社の社號を允許され、明治六年四月村社に列した。寶永三年差出帳所載社領は八百四十二文で多い方である。今社地東西二十五間餘南北三十間面積二反五畝一步。境内に金比羅社、伊勢宮、天神社がある、共に勸請年月は判明らない。此社に天正(○)十年神領五百五十文安堵の古證文を藏して居る。

生塚神社



境内社

社領安堵の古證文

大正九年三月廿四日長野縣の許可を得て、稻荷社

宇聲澤鎮座を本社境内に移した。神社明細帳

二社宇聲澤鎮座を本社境内に移した。神社明細帳

諏訪泉神社

上田市宇常盤城内 諏訪部に在り

宇生心 赤岩神社 宇赤岩鎮座祭 左口社 宇殿田鎮座 山神



社格 村社 祭神 建御名方富命 祭日 九月十四日

勸請年月不詳、もと諏訪明神社と稱し、舊諏訪部村の産土神であつた。文久元年四月吉田家より、諏訪泉神社の社號を許され、明治六年四月村社に列した。社地は大正四年六月百九十四坪餘を擴張し、三百九十二坪餘である。

境内社 戸隠、天神の二社がある、共に勸請年月は詳でない。

現今の社殿は明治年間の再建で、平坂芳文の建築である。芳文は富山縣新川郡泊町の人、大正八年歿した。北陸地方に於ては有名な伽藍師で、其彫刻も亦有名である。年三十五才の時吉田芳明（此人は米國世界博覽會に等身大の彫刻物を出品し、金牌を受領した、其際米國の彫刻家は「日本にも此の如きノミのあとを見るか」と激賞した程で、氏の作品は帝室御買上と成つたのも非常に多く、名高い人である）の許に赴いて、年僅に廿一才で自分より十數年も年下の若年者芳明に師事し、其技を磨き彫刻界に於ても、其名顯はるゝに至つた人で、其作品中散華と題した釋迦像、高さ八尺のもの最も高評であつた。

神社明細帳  
平坂芳文

#### 四箇牧神社

四箇牧神社 上田市小牧字四ツツに在り

社格 村社 祭神 表筒男 中筒男 底筒男の三柱の神 相殿 神功皇后

祭日 新年祭 二月廿七日

例 祭 九月十六日

新嘗祭 十一月廿七日

#### 住吉神社

勸請年月不詳。元住吉明神と唱へ、舊小牧村の産土神であつた。

社領 元和五年には八百五十文、寶永差出帳所載社領は三百文あり、松平氏の時は現石二石三斗一升三合、

現在社地は一千二百四十七坪。明治四十四年三月字上の段に在つた大神宮と、字山下に在つた稻荷社とを境内に遷した。

水上保護の神



四箇牧神社



四ヶ牧神社北方千曲川の爲に崩壊の状を示す

社號は弘化二年吉田家の允許を得て、四箇牧神社と改稱し明治六年四月村社に列した。

住吉の神と祭られる表筒男中筒男底筒男の三神は、神功皇后新羅を征伐し給ひし時、其御船を守護し奉り、海上安全御凱旋の後、此三神の荒魂を祭らしめ給ふたのが、長門國豊浦郡の住吉社である。古來より水上安護の神として篤く崇敬せられ、航海者漁業者等は必ず奉賽して水上の安全を祈るを例とする。上代此社の附近から、對岸の神川村堀部

落に渡る千曲川の渡船場があつた時（現今の渡船場は其位置よりは上流に在る）、其渡船場近くに水上守護の住吉の神を奉祀した社が、今四箇牧神社と稱する住吉社ではあるまいかと思はれる。此社は昔時は現在の向とは反對で、千曲川に向て居たが千曲洪水の爲め社の參道流亡したので、反對に參道を作り同

諏訪神社

時に社殿の向も南向に替つたと傳へられて居るが事實と思はれる。  
神社明細帳、差出帳  
古老談

諏訪神社 上田市諏訪形字  
宮田に在る

社格 村社 祭神 建御名方富命 祭日

祈年祭 二月廿七日

例 祭 九月廿七日

新嘗祭 十一月二十七日

勸請年月は不詳であるが、神道成就記嘉禎三丁酉十月の條 上社注  
連下神主所載の内に、小縣しなぬ大明神すはがた大明神等並記しあれ  
ば、古社であつた事は推知することが出来る、寶永三年差出帳所載社  
領二貫二百文で多額の部に屬して居る、古來より社領神田よりの收納  
米を以て、濁酒を造り祭禮の時其を氏子はじめ、参拜者一統に神酒と  
して、頂戴させるのが恒例であつた。社地は三百四十四坪の處、大正  
二年十二月編入許可に依り、二百七十一坪を増加し六百十五坪と成つ  
た。

社領神田の收納  
米にて濁酒を造  
り参拜者に振舞  
ふ

明治維新の際社領上地となりしも、同二十二年古來の證據に依り引直  
しを請願し、同二十六年二月許可され神田七反餘の地を舊に復した。  
此社もと諏訪社或は芝宮と稱せしが、明治六年四月村社に列し、同十  
七年五月二日諏訪神社と改稱した。

境内社

境内に天神、嚴島の二社及び明治四十四年四月十一日字東山より移轉した養蠶國社、祭神稚彦靈命、保



社 神 訪 諏

食命。字須川より移轉した祭神建御名方富命、前八坂刀賣命の諏訪社とがある。神社明細帳

伊勢宮

伊勢宮 上田市御所字木ノ下

社格 村社 祭神 天照皇大神 手力雄命 祭日

祈年祭 二月廿七日

例 祭 九月十五日

新嘗祭 十一月廿七日

勸請年月不詳、舊御所村の産土神、明治六年四月村社に列した。寶永三年差出帳所載社領三百文現今社地二百三十二坪境内に宇都宮社 祭神宇都志國多滿命。雨降社、祭神大山祇命。金比羅社、秋葉社、稻荷社、天神社の六社、及明治四十四年四月二十一日當社境内に移轉した、字氣母智社字峠下に在った山神社字原堰下に在ったの二社がある差出帳、神社明細帳

宮川神社 上田市中之條 宇宮方

社格 村社 祭神 應神天皇 神功皇后 玉依比賣命

祭日 祈年祭 二月二十七日

例 祭 九月十五日

新嘗祭 十一月廿七日



伊 勢 宮

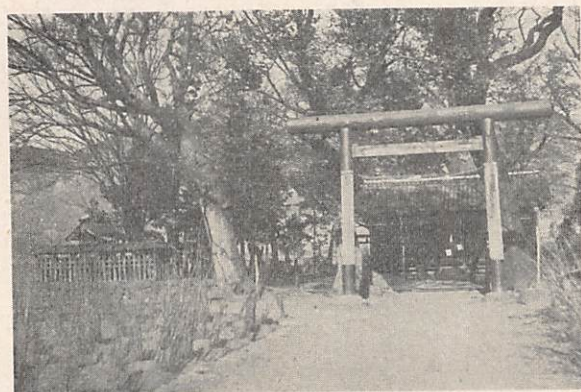
宮川神社

勸請年月不詳 古來八幡社と稱せしが文政十年三月十五日宮川神社の社號に改め、明治六年四月村社に列した。寶永差出帳所載社領三百文。現今社地東西十五間五尺餘南北二十三間三尺面積一反一畝廿七步。

境内に金比羅、稻荷、靈影社 祭神稚彦靈命、秋葉社の四社、及明治二十四年四月七日字日尻町から移した日尻社祭神建御名方命。同四十年四月字天神堂より移した天神社とがある。社傳に此社親鸞上人に縁故



川宮神社



中ノ條八幡

神願の網

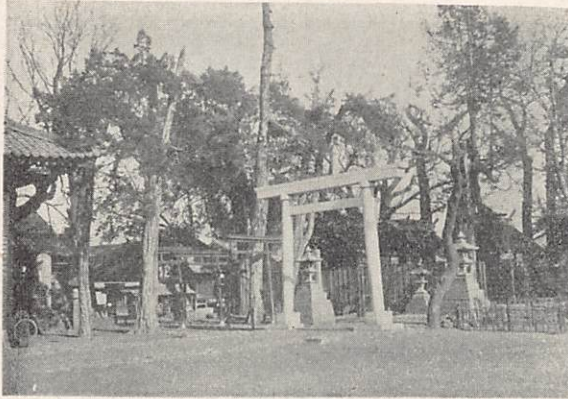
ありと云ひ、又古昔より毎年正月十五日、武田信玄神願の網と稱して、社前の大木に注連繩を張るを例とし、網面免々と稱する地所があつたと云ふ。社實として古面三箇を藏して居る神社明細帳  
神社書田差出帳

第三節 無格社

伊勢宮

伊勢宮 上田市上田横町に在る

祭神 天照皇大神 豊受皇大神 祭日 一月十四日 七月十六日



社地 東西南北 一畝反五畝六十歩 間三十三間 南四十間 餘

小縣郡年表上野氏に「古傳ニ云永祿三年申四月一日常田

莊松原ニ鎮座セル豊受大神の社を、秋和村字中原ニ遷座

ス其社地一町二反社領六反餘ナリシト云フ勢州山田御師廣

田氏屢來リテ住スト云、秋和村文祿三年本帳ニ高合三貫七

百廿文伊勢神田トアルコレ也、元和八年十月常田天王屋

敷へ移ス此頃芝地ナリシト云フ 即今横町ナル伊勢宮旅屋

是ナリ」とあり、もと伊勢度會の御師 御師とは神宮僧侶を問はず祭事祈禱

を爲すものを稱す頌鳳筆に伊勢の祠官を 御師と云ひ又大夫と

呼ぶとあるも春日御師など云へるもあれば、伊勢ばかりでない

廣田氏、大麻頒布の旅屋 其他の神領を支配し伊勢神宮の神札を頒布し又祈禱などする伊勢御師の旅舎を

に祭れる社であつた神社明細帳、後には伊勢宮を

御旅屋と稱し、御旅屋をオタヤといふやうになつた 御旅屋は御師の旅屋故。敬語

眞田氏は篤く伊勢皇大神を崇敬し、伊

勢神領の寄進をした。即ち昌幸は天正十一年三月諏訪部

の内にて三十貫文武石の内にて十貫文長瀬鹽河の内にて

十貫文合せて五十貫文を寄進し、眞田伊豆守信之は慶長

眞田氏の崇敬

六年八月、伊勢御師廣田備後に宛て、小縣に在る伊勢神領前々の如く異儀無く寄進すべき、安堵の状

を出し居る。仙石氏の時元祿十六年に秋和の社地に屋敷税を課した。  
 其後の神領の事は、如何に變つたかは徵すべき記録が無いが、寶曆十三年の海野町問屋日記十二月朔日の條に

初穂粃  
 一伊勢宮に初穂粃參候願上る

覺

- |       |       |      |         |
|-------|-------|------|---------|
| 一粃二俵也 | 小諸御領  | 石井村  | 久四郎方より  |
| 一同    | 同     | 芝生田村 | 與右衛門方より |
| 一同    | 同     | 櫻井村  | 義兵衛方より  |
| 一同    | 同     | 羽毛田村 | 茂兵衛方より  |
| 一同    | 同     | 狐塚村  | 七右衛門方より |
| 一同    | 同     | 坂井村  | 善三郎方より  |
| 一同    | 同     | 藤原田村 | 清右衛門方より |
| 一同    | 禰津御領  | 禰津村  | 安左衛門方より |
| 一同    | 同     | 釜村田村 | 宇右衛門方より |
| 一同    | 御影御支配 | 茂澤村  | 加藤次方より  |

右村々より横町伊勢宮に初穂參申候御番所御通被下候様奉願候以上

未十二月

御奉行様

海野町問屋横町年寄

とあり。

同十四年には小諸領、羽毛田村藤兵衛、櫻井村茂兵衛、坂井村善三郎、藤原田村清右衛門、石井村久次

郎、狐塚村七右衛門。井子村午藏、芝生田村與右衛門。禰津領、禰津村安左衛門、釜井田村宇右衛門、井高村吉兵衛、新張村所左衛門、御影支配、茂澤村加藤次等より、初穂粃三十四俵を奉納した。此初穂粃は一己人奉納のものも有らう、又其村々の中伊勢宮信崇の人々の奉納粃を、世話人の名義にて差出したものもあらうと思はれるが、何れにしても此頃此伊勢宮崇敬は、小諸領禰津領にまで及んで居た事が知られる。明和四年には小諸領、羽毛田村茂兵衛外十三ヶ村十三名の者が、初穂三十七俵を奉納し、村數は南方村が増加して居る（海野町問屋日記）。止の如く伊勢宮信崇者は、小諸領禰津領等まで及び奉納物も多くなり、隨て參詣者も多數となり、其中には通夜籠の志願者も出来るやうになつたので、上田藩に於ては安永二年一月十三日

通夜籠

一横町伊勢宮去年より段々奉納物も多く當年は參詣も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之籠人も同事に多分之赴に相聞候、群集も可<sub>レ</sub>致哉と相見へ候、依<sub>レ</sub>之町家之者共心得違無<sub>レ</sub>之様に可<sub>レ</sub>申付置候たとへ他領之者共猥<sub>レ</sub>之儀有<sub>レ</sub>之候共、右體に加はり心得違無<sub>レ</sub>之様に可<sub>レ</sub>申付候、年若成者共心得違にて後難も辨へず若氣之至後悔致候事有<sub>レ</sub>之者ニ付、町役人共末々へ得と吞込候様町々五六人宛今暮時過呼寄申達し無<sub>レ</sub>間違<sub>レ</sub>様可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>申達候、時節柄之儀ニ付、大勢問屋へ呼寄候ては町家にて何等相替りたる義有<sub>レ</sub>之様にては如何に候間、右之通可<sub>レ</sub>申聞候

と申渡して注意を與へた程であり、此時の祭には通夜籠の者百三十八人横町書上げの多人數で、藩からは徒士目付郷手代盜賊改方役人が、警戒取締りの爲めに出張した。此十四日の晩は海野町問屋柳澤太郎兵衛の願に由り、海野町横町鍛冶町一統家並に燈明を献ずる事が許されて、明るく賑やかな祭禮であつた。

天明四年伊勢御師廣田筑後は、一度同性廣田源内太夫に此横町の伊勢宮と、其崇敬檀中とを譲渡したが、後源内太夫病身となり、神務勤め兼ねるに至りしより、文化五年九月再び廣田筑後に譲り戻した。其時



檀家數約一萬に及ぶ

廣田筑後及親類惣代連署で、海野町間屋年寄宛に差出した證文の中に、「其御地御檀家町在家數九千六百軒餘の所、天明四年甲辰五月廣田源内太夫方へ無<sub>レ</sub>據讓渡置候處云々」とあつて、當時町在に於て、家數約一萬の信衆者を有つて居た事が知り得られる。

安永二年五月上田城下は、當時流行の疫病他所の猖獗なるに比して、其厄少なりしは伊勢神の御神助なりとて、其報謝の爲めに、六月一日大星、八幡、大宮三社の神主三人神子二人を頼み、伊勢宮神前臨時祭を執行し、當日は惣町下々の者迄休日とした。

此年七月横町内の心願者が、伊勢宮へ石垣を寄進する事があつた時、惣町の崇敬者誰彼の別なく、石を持運び夥敷集まつて、所要以上の殘石が多かつたから、其石で社境内の普請をと願出る者があり、依て海野、原兩町の間屋年寄連署で、藩に其事を出願して、普請が成就した事がある。

伊勢宮の崇敬  
大神宮の崇敬は  
上田惣町なり

古來上田町では、海野町分は常田の大宮社、原町分は房山の大星神社を、各の産土神として崇敬した。鍛冶町は海野町間屋支配内であるが大星の氏子となつて居た。伊勢宮は横町内に在つて海野町分であるので、海野町間屋年寄が平素世話した事は無論であるが、皇大神を祭れる伊勢宮信仰崇敬に就いては、大宮大星兩社の産子とか氏子とかいふ觀念を超越して、何れも等しく共に皆崇敬の誠を致した事は、此安永年間の境内普請や、社殿改造遷宮式舉行等の外にも猶其事例が尠くない。此は我國民が宗廟に對する尊崇の、正しい道に適つた美風と謂ふべきである。

正遷宮式  
安永三年伊勢宮社殿を改造し、七月四日本社棟上げの式を行ひ、藩役人の出役惣町役人出役して其式を擧げ、十二月一日遷宮式を行つた。

神遷行列

其遷宮式の神遷行列は

- |           |      |    |      |    |
|-----------|------|----|------|----|
| 一先 陣 供奉二人 | 一御明松 | 二人 | 一御櫛  | 三人 |
| 一御 鉾 四人   | 一御弓  | 四人 | 一御矢筒 | 四人 |

- 一 御衣 二人 一 御棹筒 一人 一 御鏡 一人
- 一 御太刀 一人 一 御蓑 一人 一 御菅笠 一人
- 一 御鉾杭 一人 一 御機具 一人 一 御糸卷 一人
- 一 御鉞 一人 一 御鉞鉞 一人 一 御鐻 一人
- 一 御行障 二人

といふ堂々たるもので、勢州より下向した御師廣田筑後に依つて主宰され、盛儀衆目を驚かした。翌二日は藩主参拜祈禱、第三日目は家中参拜祈禱、第四日目は伊勢宮檀中参拜祈禱、第五日目は普請寄進者参拜祈禱、五日結願で五日間に亘る盛大な祭典を執行した。蓋し此伊勢宮空前の神事であつたらう。惣町役人は皆麻上下着用に及び、此五日間詰きり出役であつた。

此社は従前海野町横町が信徒といふ形であつたが、明治十六年三月廿六日原町、柳町、上紺屋町、田町鍛冶町等も加入を出願した。

境内社

八坂社

境内社として  
八坂社 祭神素戔鳴尊 創立年月不詳、舊上田城祭の際御舟を城中に曳き入れて、城祭を行ふを例とする。社殿が無く舟庫を以て社殿とする。其御舟は、當時間口三間、奥行二間三尺の、御舟屋に納れて置く

四所別宮 伊勢外宮の攝社四所宮を遷すと云ふ。

其他津島社、猿田彦社、蛭子社、稻荷社、天満社、秋葉社の六社がある。

境内興行物

此宮の境内に於ては、古から時々諸種の興行があつた、其中で尤も有名であるのは、文化五年九月の江戸大角力の興行である。此時には江戸大角力が善光寺で興行した、其歸途交渉の上興行したが、東の大關は柏戸——西の大關は、信州小諸領大石村今滋野村の内から出た、當時天下無敵と稱せられた誰知らぬ

八幡神社

八幡神社 上田市字八幡に在る

者の無い雷電爲右衛門であつたので、非常な人氣を呼び、十五日から晴天五日間大入満員の盛況を呈した事があつた。

祭神 應神天皇 神功皇后田心姫命 市杵島姫命湍津姫命

祭日 四月二十日

上田城鎮護の社

社領六貫三百文

社殿は藩費

金的奉納



八幡神社

勸請年月不詳。此社もと小縣郡海野郷に在りしを、天正十二年眞田安房守昌幸上田城鎮護の爲めに、此地に移したと傳へられる、眞田氏の後、上田領主仙石、松平二氏共に篤く崇敬し、社殿の造營修理等は皆藩の費用を以てした。

寶永三年の差出帳にも、宮破損等の時は、地頭普請と載せてあり。特別の取扱になつて居た。社領は元和五年に六貫三百文小縣郡年表寶永三年に五百文差出帳。

仙石氏の時は屢々此社に藩主自ら參詣し、松平氏の時には藩主在城の年には、正月十五日家臣をして代つて參詣せしめた。

社殿造營修葺の事は、仙石氏時代にも有つたであらうが、記録の徴すべき者が無い。松平氏時代には寶曆十三年十月拜殿修葺竣工の事や、又明和三年社殿の修理をなし、九月廿九日遷宮式を擧げ、翌晦日祭典を執行した事が記

録に存して居る。松平家の頃は弓矢之神と崇めて、上田藩毎年正月三日の射初式の際、金小的を射中た者は、同十四日通宵祭りをして、翌十五日未明に其的と矢とを、此神社に奉納するを例とし、慶應に至り射初式廢されるまで絶えなかつた。

慶應後明治八年八月崇敬者相議して本社を新に建造した。社地八百四十坪。境内に高良神社、祭神武内宿禰天神社、稻荷社、蠶養國社の四社がある。

此社は領主の崇敬も篤く、古來顯はれた社であるが、今無格社であるのは如何なる理由に依るのであるか。

## 秋葉神社

秋葉神社 神社明細帳には此神社を二子社の境内社としてある

## 祭神 軻遇突智命

享保十五年に上田町空前の大火があり、又藩公屋形の焼失等の事があり、火難を憂ふる人々は神力に頼つて、其災厄を除かうとて、遠州秋葉神を信仰する者相謀り秋葉講を立て、秋葉山參詣を怠らなかつたが、寶曆四年は戌の年に當り、前の成年には二度共災難に遇つたので、人々は此年も何か災難がありはせぬかと心配して居た處、正月廿五日常田に火事起り、神主川上播磨の宅迄類焼したので、諸人の不安は一層甚しくなつた。六月になり日照つゞきの上、風も強かつた爲めに藩に於ても、特に火の用心の注意をし、町中の者は海禪寺に、火防の祈禱を依頼するといふ有様であつた。此時に町内の秋葉講中の心願で、大法師神社々地の内、御寶山に小社を建て、遠州秋葉神の分靈を勧請奉祀したいと願ひ出て聞届けられ、本社は海野町で寄進し、拜殿其他地形石垣等は、信仰者の寄進で出來し、九月十一日の夜御假屋から、本殿へ遷座勸請の式が濟んだ。之れが此秋葉神社勸請の由來である。

## 遠州秋葉神の分靈勸請

明和三年の七月十日大風にて、宮は大破損華表は吹倒されたが、有志の奉加に依て復舊した。

此社は民衆の信仰崇敬頗る篤く、安政三年三月の祭などは中々盛なものであつた、此時には大輪寺傍の

熊野權現社側に、神事舞臺を拵へ秋葉神社の御神體を此處に奉遷し、祭事に預つた神主は佐久、奥筋の方からも參集し、都合二十八人で神樂を奏し、四ツ時より夕七ツ時頃に祭典神樂も無事に終了した。此日は天候にも恵まれて晴天であつたので、參詣人群集して熊野權現の森から大輪寺あたり迄、人を以て埋むる有様で、徒士目附盜賊改等の役人も、出張する程であつた。

二子神社

二子神社 上田市大字上田字秋葉裏

神社明細帳には創立年月其他不詳とあるが、安永三年八月二十四日の記録に、所々疫病流行ニ付御祈禱申談候處、來る朔日秋葉山にて二子明神勸請ニ付湯立有之ニ付、厄除御祈禱相願可然云々原町問屋日記とあれば、二子明神の勸請は安永三年九月一日であらう

巨祿社

巨祿社 上田市大字常盤城字眉見林

祭神 猿田彦命 創立年月未詳 祭日六月一日

山神社

山神社 上田市常盤城字上平二社

祭神 大山祇命 創立年月未詳 祭日六月一日

金刀比羅社

金刀比羅社 上田市常盤城字新屋

祭神 大物主命 明治十一年創立 祭日四月十日

稻荷社

稻荷社 上田市常盤城字上須波

祭神 稻倉魂命 創立年月不詳 祭日三月十五日

阿夫利社

阿夫利社 上田市大字上田字新田

祭神 大山祇命 祭日八月十八日

元祿二年柳町の信徒相州大山より勸請す、もと石尊權現と稱したが、明治二年舊號に復した。

海野町市神社

市神社 上田市大字上田字海野町

祭神 大國主命、事代主命 祭日 一月八日 七月廿八日 十一月二十日

文祿年中創立と稱するも、上田城下町が出来市が開かれるやうになつた後、商賣繁昌祈請の爲め勸請されたものではあるまいか、古來の社地は不淨であるとの理由で、寛政七年新に宮を再建して、海野町南側海野町口に勸請した。

原町市神社

市神社 上田市大字上田字原町

祭神 高市事代主命 素戔鳴尊 祭日 一月八日 七月廿八日 十一月二十日

勸請年月不詳。口碑傳ふる所に據れば、天正年間眞田昌幸上田に築城し、下街成りし後商賈等高市の神を勸請して、商業の繁昌を祈り、後に至り八坂の神を合祀し町内の繁榮を祈りしと云ふ。天保年間改造の社殿は、名工諏訪の和四郎の手に成りしが、惜しい事に明治二年騒動の際類焼した、現存のものは明治十一年三月再建したのである。本社間口五尺奥行四尺、境内十二坪

熊野社

熊野社 大字上田字雁堀

祭神 伊邪那美尊 事解男神 速玉男神 祭日 四月十五日

創立年月不詳。貞享元年十二月十九日再建の棟札に、此社百年以來廢荒云々又寛保元年十一月十八日修覆の棟札に當社熊野大權現は人皇六十二代村上天皇天曆八年奉鎮と記載しありしと云ふ。

山神社

山神社 上田市の北方字二ノ宮

祭神 大山祇神 祭日 一月十二日

太郎山神社

太郎山神社 太郎山頂上

祭神 伊邪那岐尊 伊邪那美尊 稚産靈神 祭日 四月十五日

建久八丁己年勸請といふも不詳

熊野社

熊野社 上田市の北字袖山にあり

祭神 伊邪那岐尊 伊邪那美尊 彦大瓊々杵尊 祭日 四月十五日

天曆二戊申年、萬民生殖風雨順時の爲めに勸請せしと云ふ。早魃の年には祈雨を此社にて行つた事が度々ある。(問屋日記)

龍王大神

龍王大神 上田市の北穴ノ入

祭神 市杵島比賣命 祭日 七月三十日

古老の口碑に云ふ、山口の水皆滋味を帶ぶ、然るに獨り穴ノ入の清水のみ是なきを以て、龍王を祭りしと云ふ。(町誌)

雨降社

雨降社 上田市諏訪形字西山

祭神 大山祇命 祭日 八月廿七日

山神社

山神社 上田市諏訪形字須川に在る

祭神 大山祇命 祭日 四月十七日

山神社

山神社 上田市諏訪形字橋田

祭神 大山祇命 祭日 四月十七日(?)

上田招魂社

上田招魂社

明治二年五月八日藩の布告に

招魂祭の創め

昨年中戦亡之者爲ニ追悼ニ明後十日於ニ小泉曲輪操練場ニ招魂祭被ニ成下ニ同日同所に於て銃隊弔發被ニ仰付ニ候

とあり、五月十日戊辰(北越)戦争に戦歿した、堀内掌一、林亮齋、竹内林右衛門、寺島誠之助、八木兼助野間次太夫、若林熊藏、竹内喜久右衛門、原善太夫、小島萬兵衛、夫卒田子榮之助等の爲めに、盛自然かも嚴肅な招魂慰靈の祭典が、執行されたのが始めである。

招魂社の創め

翌明治三年五月二日小泉曲輪の操練場を廢止し、屋形前の廣場を以て操練場とし、場の北方に社殿を造營して、其英靈を奉祀した、之れが招魂社の始肇である。

此時(明治三年五月七日)藩廳では、次の如く告示した。

於北越一戰死之者追悼之爲め、今般藩廳表御門前に調練場御移し、同所北之方に招魂社御取立當年より毎年

五月十日招魂祭被爲行候事

但供物等致度者は其筋を以て伺出可申事

右同日九ツ時より男女に不拘參詣勝手次第之事

上 右同日九ツ時より男女に不拘參詣勝手次第之事  
田 明治十一年九月六日舊城二ノ丸内、三十間堀の北に遷座  
招 し、十四年六月社殿を舊本丸西北隅に奉遷した。其後移  
魂 轉改築の議起り、二ノ丸北部に位置を選定し、大正十一  
社 年四月より起工翌十二年に至り造營成り、同年四月盛儀

を以て、遷座式が執行され賑かな祝祭があつた。社地二千餘坪、社務所、神庫に至るまで悉く備はり莊麗な社となつた、祭日ははじめ北越戰爭中、最も苦戦であつた三佛生河原の戰の五月十日を以て、祭日と定めたが、後明治二十二年四月許可を得て、出兵の日四月二十二日と變



祭日

松平神社

更した。

松平神社 舊上田城趾本丸内  
祭日 四月二十二日

祭神 從五位下松平伊賀守源忠晴 從五位下松平伊賀守源忠昭 從五位下松平伊賀守源忠周



由緒 寛文九年松平忠晴の靈を京都黒谷に勧請し忠山社と稱す。然るに維新の際京都邸奉獻の節舊上田藩主松平忠禮邸内へ引移し置きし所、舊同藩士族及舊封内有志者申談じ、社殿造營右忠山社移轉の

上、忠昭忠周の二靈を合祀し松平神社と稱し、有志者共祭

祀致度旨願出、明治十二年八月十五日開届

明治十二年提出の松平神社創立願書及舊藩主松平忠禮の松

平神社建設承認證を左に記す

承認書

今般上田舊藩主並舊領内有志者、御協議ニテ松平神社ヲ  
 上田舊城郭内へ造築被レ成、忠晴忠昭 忠周君等ノ神靈ヲ  
 寫シ御申受、永世奉祀舊恩追報ノ意志ヲ被レ表度旨、御申  
 出相成候ニ付、米國御留學先へ御伺候處、奇特ニ思召夫  
 ヲ御承諾相成、拙者共ヨリ可レ及ニ御答ニ旨從五位殿被ニ申  
 付越ニ候條、其筋へ出願等御執斗可レ被レ成候、依テ承認  
 證如斯ニ候也

明治十六年六月

從五位松平忠禮家令

喜多島尙吉



松平神社

同 附屬 恒川 重遠

松平神社創立有志者惣代

上田住士族 師岡政 舉殿

懸山、溪、水殿

藤井忠文殿

鈴木昌壽殿

外各員御中

松平神社創立願

元上田藩知事松平忠禮先祖松平忠晴及二代忠昭三代忠周在世中能ク其職ヲ盡シ、士民ヲ撫恤候ノ功績巨多ナルヲ以テ、舊上田藩士族並舊封内有志ノ者共申合、報恩ノ爲メ神祠取立祭祀仕度志願ニテ、往昔寛文九年京都黒谷ヘ勸請シ、御一新ノ際京邸奉獻ニ付取片付、松平忠禮邸内ヘ引移置候忠山社神主申受候上、松平忠昭忠周ノ靈壘ヲ併セ更ニ神祭仕度、其旨松平忠禮ヘ申入候處、輒テ承認ニ付、上田町字舊城郭内地ハ清潔ナル上、緣故アルノ地タルノ處、所有主小縣郡常盤村平民丸山平八郎ヨリ、別紙ノ通寄附候ニ付、之ヲ境内トシ社殿造築更ニ松平神社ト稱シ、有志者共有トシ、永世祭祀仕度奉レ存候間御准可被ニ成下ニ度依レ之別紙繪圖面由緒書承認書永續方法相添此段奉レ願候以上

有志惣代小縣郡上田町住

中澤完爾 安原 巽

瀧澤義則 鈴木昌壽

藤井忠文 懸山溪水

師岡政舉

用懸 柴田孝重

戸長 岡本傳作

祠掌並訓導 神尾成教

長野縣令檜崎寛直代理

長野縣大書記官 松野 篤殿

此願は同年八月十五日附を以て、長野縣の開届くる處と成つた。上田公園參照  
本社間口五尺奥行四尺拜殿間口六間奥行四間

## 祇園祭

### 第四節 祇園祭又上田城祭

## 城祭

## 本丸長久の祭

## 祭禮の日

## 祭禮の日變更

上田町の祭禮中で最も賑かに盛大に行はれたのは、城祭と稱せられた祇園祭であつた。牛頭天王を祭る祇園祭を、城祭と稱するに至つたのは、眞田安房守昌幸が天正年間に上田城を築營し、其竣功した日が恰も祇園祭の當日で、城普請出來の祝日と、一致したからであると云ふ。此城祭と稱した事は、俗人が勝手に名を附けたのでは無く、藩に於て城に關係ある祭と認めて居り、享保十七年松平初代忠周の時に、其年の四月町方に「本丸長久之祭禮に候へば、軽く仕候てなりとも執行可致」と藩より申渡す所があつたので、單なる祇園祭では無く、城の長久を祝ひことほぐ意味を有つ祭禮であつた事が判明する。

眞田氏領主の頃は何月の幾日が祭日でありしか、徴すべき記録が無い故に判明しない。が、傳説に據ると、仙石氏は概ね眞田氏の先例を踏襲したと言はれ、仙石氏城主の時代寛文の日記に、六月十二日に祇園祭執行のことが見えて居るので、眞田仙石二氏を通じて、六月十二日が祭禮の日であつたと、考へて宜しからうと思ふ。然るに松平氏城主の時、寶永八年三月十四日寶永八年四月廿五日正徳と改元したに、海野、原兩町問屋より、城祭は藩主參觀交代に出府する以前、即ち藩主在城の内に執行したいと願ひ出て、早速聽許となり、其以來は五月上旬中に日を撰み、其日取は祭禮に關係ある常田村と房山村と談合の上、町問屋より出願して、許可を得て定めることとした問屋日記。是より五月五日を祭日とした。左の口上書は其證である。

### 奉指上口上書

一 祇園御祭禮例、年之通、五月五日相勤可申處、今年はんげしやう十一日故、常田村山口村房山村植付

尤中ニ付右庄屋共方より私共方迄及ニ相談ニ御祭禮相延申度奉レ願候、町分にも右之節植付仕候間、五月廿五日ニ御禮祭仕候様被レ爲ニ仰付ニ被レ下候様奉レ願候以上

(享保九年)辰四月二十八日

太郎 兵衛  
助 右衛門

御 奉 行 様

祭日一定せず

此後享保二十年には、半夏生が五月十二日に當り、房山山口常田の村々は植付尤中故、町分と協議の上、期日を早めて四月二十二日に執行の事を出願して許可され、寛保三年には藩邸に不幸ありし故を以て、五月二十二日に、又延享三年には巡見使通過に付、六月十二日に延ばし、寛延二年には加州候通過の故に、五月六日祭禮執行と定つて居たのを、五月二十八、九日兩日の内に行ひたいと出願して變更し、翌三年には仙洞<sup>櫻町</sup><sub>上皇</sub>崩御に付、鳴物高聲等御停止ニ付、祭禮の延期を願ひ出て許され、又天保十五年には一御祭禮五月五日相勤可レ申之處農業差支ニ付、九月一日相勤申度奉レ存候。尤在分へも申談候處、双方差支無ニ御座ニ候、被レ爲ニ仰付ニ被レ下置ニ候様奉レ願上候以上

辰七月廿九日

兩 間 屋

御 奉 行 様

祇園俵

此時には九月に入て執行したのである。かくして祭日は時に依りて變更され、一定しては居なかつた。眞田氏城主當時は知れないが、仙石氏の時代には毎年の禮園祭には、祇園俵と稱して米參拾俵を與へた、これは兩町及び辰山、山口、常田に其れ／＼分配されたのである。此外に祭禮用として竹、松葉を與へられた、元祿四年六月二日の間屋日記に

一、六十本さくら竹但四五寸丸

一、十二本竹 貳束

一、廿五本竹 貳束

一、松葉 三駄

右は祇園御祭禮ニ付、如<sub>レ</sub>例年ニ兩町へ被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>御意ニ可被<sub>レ</sub>下候以上。

海野町問屋八右衛門原町問屋助右衛門

とあるに由り、以前より竹、松葉は此量敷を興へられたものと思ふ。そして此竹と松葉とは、室賀村の藩林にて興へたのである。然るに松平氏の時代には、祇園俵敷には變りは無かつたが、藩林に於て竹少き理由に依り、其代として五百文を興へることに變更したが、寶曆二年の祭禮の際、竹松葉の現物施興を兩問屋から出願して許可された。

海野眞田の兩神  
主

祭日が許可確定の上は、原町の方は眞田の神主押森氏方へ飛脚を以て通知し、海野町の方は海野の神主柳原氏に通知する。其通知を受けた押森柳原の兩神主は、來田して規定の場所に七五三を張つて、祭事を執行する。

此時海野町では町役人舟番の人々は、神酒を預戴するのが例であつた。

祭禮當時の申渡  
注意

祭禮の前日に町内へは、兩問屋から注意事項を申渡す、寛政八年海野町問屋から、組合一人宛呼出して申渡した事柄を左に記して置く

一、十一日揃四ツ時 一、十二日揃五ツ時 一、十三日揃明ケ七ツ時

一、自身番辻番立番隨分念ヲ入町内しげく相廻り候事

一、當日加兵衛様御座敷拜借仕置申候隨分相愼み、不埒無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>致候事

一、御祭禮中禁酒、口論等不<sub>レ</sub>致候様相愼可<sub>レ</sub>申候事

萬一如何様の義出來候とも、一己の存寄を以て懸合申間敷候、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止事筋立候義に候はゞ可<sub>ニ</sub>申出<sub>レ</sub>候、此方にて承届筋立候様致遣し可<sub>レ</sub>申候。制度之上自分而已にて口論致候はゞ、利を持ち候とも非

と相成候事可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候、隨分愼可<sub>レ</sub>申候事

一、十一日より十三日迄立番出し可<sub>レ</sub>申候

暮六ツ時より四ツ時迄立番出し可<sub>レ</sub>申候、明ケ六ツ時迄は、二人自身廻り有<sub>レ</sub>之候ニ付立番不<sub>ニ</sub>差出<sub>レ</sub>候様申付候

一、御屋形前躰濟次第宿に引不<sub>レ</sub>申直に原町に罷越可<sub>レ</sub>申事

一、御奉行様御手代中澤兵次殿にねり物踊子供裝束御目ニ懸けに遣し申候事

一、踊子供祝儀之義ハ當年も昨年通り相心得可<sub>レ</sub>申事

一、十二日夜天王燈明家毎ニ上げ可<sub>レ</sub>申事尤四ツ時しめし可<sub>レ</sub>申事

一、踊役懸りの者萬一病氣等有<sub>レ</sub>之候ハ、早々可<sub>ニ</sub>申出<sub>レ</sub>候事

祭禮の次第順序

祭禮の次第順序 押森柳原の兩神主來田の上、祭禮の準備及び祭祈禱を濟ました後、祇園祭の終る迄の模様を間屋日記の儘次に記す。是に依て祭禮當日の次第が略了解される。

實曆二年五月五日  
祭禮

一五月朔日 御神酒御老中御用人御役人中様へ差上申候

一五月三日 躍内揃七ツ時廣庭にて申付候、首尾能相濟申候。兩御手代中小頭五太夫殿御出被<sub>レ</sub>成揃相

濟酒肴賜出し申候、惣役者へも出し申候、尤町御組中御出

一五月四日 本揃表に舞臺ねこ四枚敷八ツ時揃申候、首尾能相濟、其より大法師へ躍り参り無<sub>レ</sub>滯相濟申候

一五月五日 朝六ツ半時揃不<sub>レ</sub>殘揃ひ申候。房山、山口共揃申候。常田海野町ねり物大手へ入り、直ぐ踵いて原町のお山ねり物引き入申候、五ツ時御裏門へねり物四ツ角より引込其より御屋形引申候。海野町舟に續きねり物、直ぐ原町山ねりつゞいて引申候。其より海野町口へ抜け申候

祭禮の出し物

躍は常田海野町踊り御屋形前踊り始め、其より御裏門踊り申候。房山山口原町躍右之通り御屋形前濟み吉郎次様御屋敷へ抜け、加兵衛様前より四ッ角へ出で、御姫様方の御棧敷御裏門踊り大手へ踊り出抜け町へ出で、海野町踊り直ぐ助右衛門前踊り原町躍は太郎兵衛前踊り申候。夫より原町九郎左衛門紺屋町土橋鍛冶町横町常田踊り、七ッ半時前後首尾能く末々に至るまで聊無間違、相勤申候。祭禮の日に出すねり物躍等の番附は、上田惣町一統して一紙に認めて届け出る。其中海野町常田村よりは天王船笠鋒獅子躍、原町よりは天王山笠鋒、房山山口獅子躍は常例で、此外にねり物が出たが、其れは年により其趣向も數も相違して居る。今左に安永五年の祭禮に届け出た原町分のを載せて、其一般を窺ふの資に供する。

覺祇園祭

一山 原町

笠鋒 花笠に女達磨

同 花笠 曲太鼓

原町 叶屋 清右衛門  
同 泉屋 平右衛門  
同 島屋 太右衛門

車ねり 湯立神樂

布屋市郎右衛門  
若松屋 小七

小ねり 大峯入

其外色々

原町 越後屋長五郎

笠躍

房山村、山口村

小曜 二十三人

若綠 萬歲躍

中躍 二十人

源家萬歲躍

以上

源家萬歲躍

梅ヶ枝躍

梅ヶ枝躍

梅ヶ枝躍

梅ヶ枝躍

備前大内藤

梅ヶ枝躍

百姓治作

梅ヶ枝躍

百姓茂作

梅ヶ枝躍

大江廣元

百姓庄吉

梅ヶ枝躍

奴子可助

梅ヶ枝躍

百姓太郎助

梅ヶ枝躍

原町、紺屋町

原町、紺屋町

紺屋町吉郎兵衛孫 熊二郎

原町柏屋六左衛門孫 龜三郎

柳町小塚屋平助 角藏

紺屋町甚助 丈太郎

原町升屋藤右衛門 熊次郎

原町富士屋忠助 竹次郎

原町島屋治右衛門 德太郎

原町叶屋源八 市太郎



梅ヶ枝躍 一役

梅ヶ枝躍  
土井彌太郎 二役

螢賣躍

螢賣躍  
日向句當  
本名景清 三役

螢賣躍  
新谷荒次郎 二役

螢賣躍  
奴彌正平 伊勢三郎 三役

螢賣躍  
頼朝 二役

螢賣躍  
金子十郎 二役

螢賣躍  
きを以組萬八  
本名本多次郎 三役

錦乃前  
白拍子 二役

京次郎 一役

庄屋四郎助  
座頭 粕都 二役

紺屋町林平悻 甚之助

原町山屋安兵衛弟 岩五郎

原町柏屋六右衛門孫 駒次郎

柳澤平助悻 類吉

原町綿屋彌平悻 彌藏

柳澤勇吉弟 惣次郎

紺屋町長左衛門悻 三五郎

原町島屋太右衛門悻 万之助

原町笹屋吉郎右衛門悻 宗三郎

問屋友次郎悻 豊吉

原町矢島屋長次郎悻 政吉

百姓小兵衛

奴可内

二役

以上

申六月

(原町問屋日記)

笠 鉾

百合さゞめこと成澤寛經に「等鉾といふ物今は其實を失へりと志摩屋勘右衛門云へり、元は御山舞臺に青

龍白虎の鉾あれば、残れる朱雀玄武の鉾を建て、其下に様々の形容をしたりしに、今は其實を失ひ、下に

添へたる物ばかりに成りたりと云へるは左もあるべし、又近頃迄は此笠鉾借屋の者には宛てず、家持の

男子なき家に宛つることなりしが、今は借屋にも出さずする事になれり」とあれば歳月を経るに随ひ故實

の昔姿を失ふに至つた所が多かつたのである。又小縣郡年表に「文化文政ニ至り役子リ兩町富有ニシテ新

命ズ等ハ其美ヲ競ヒ、互ニ數百金ヲ費シ、其嚙手ハ特ニ東都ノ藝人ヲ雇ヒ躍ルヲ榮トス、天保弘化ニ及

ンデハ、其飲食ノ費消最モ甚シク、役邊ヲ出ス家ニテハ、邊ニ百金ヲ費セバ二日前日ノ來容二千ニシ

テ、其飲食ノ費亦百金ナリシト云。安政二卯九月十五日原町萬屋役邊ヲ出ス、依テ其祖成澤寛經新作長

唄ノ文 萬代扇

成澤寛經新作長唄

本調子「弓は袋に太刀は鞘、永祿四年の夏の比、こゝにうつせし祇園會も、豊なる世のありさまや

二上リ「鉾にかさりし花やたい、合五風十雨の時にあふ、御門の脇の右近の櫻、小金の花か咲たとき

曲輪獅々の三ッ頭、獅々口?てんの其風情、合「小金小草にせをすりよせて、あなたへひらりこなた

へひらり、ひらりくひらりとまひ遊ぶ 合「上田目出たや松尾のおどり、そろふた 合「までばか

んるの日傘月のかさ、ほどひらいたく 合「秋は猶紅葉もじがさそれへくさうじやへな誠に町々

の祭り渡?した、拍子揃ひていさぎよや「長きためしを薦の紋、扇の地紙萬代も、得意繁昌と、成澤

の流の末の末までも、仰ぐめぐみそ久しける。

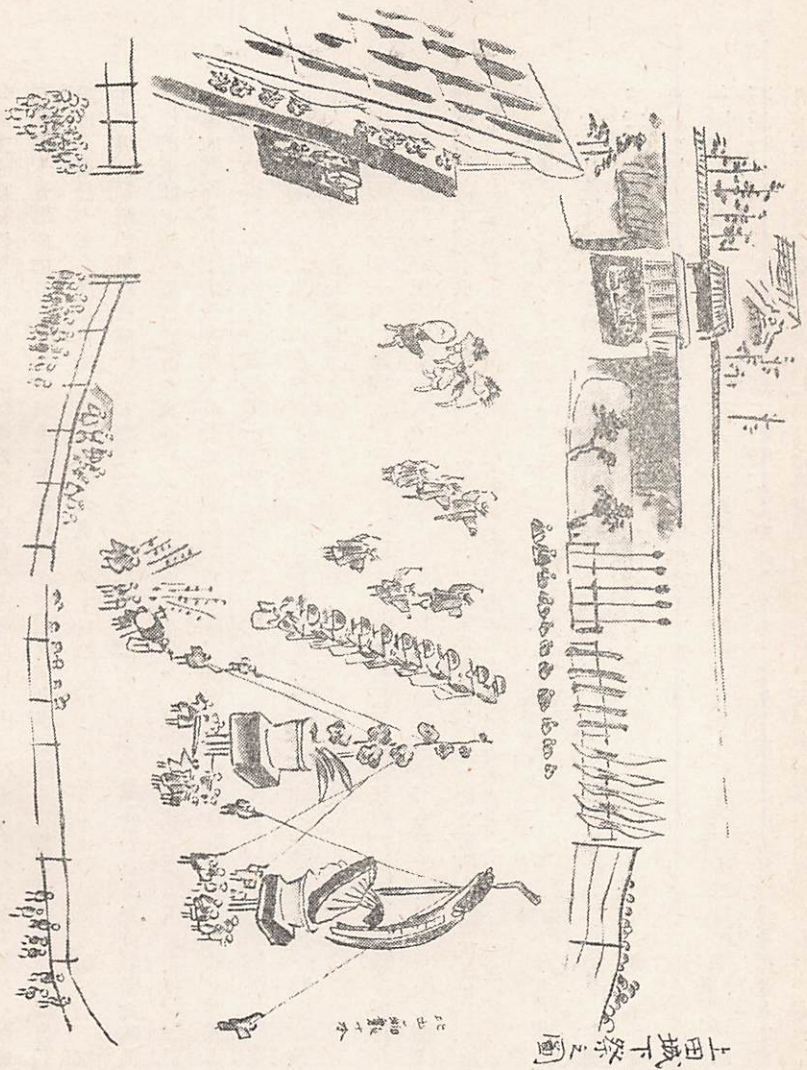
役ねり

此役邊には其を勤める事が迷惑の人も有つたらうが、中には一家の名譽とも考へ、得意で非常に奮發した人も有つたことと思はれる。此等の人々が互に、競争氣味で趣向を凝らし、華美盡すに至つたので、御祭禮氣分が全市に漲つたであらう事が相像される。

御城下祭禮の儀は古格仕來も有<sup>レ</sup>之事に候へば改めて不<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>沙汰<sup>一</sup>候、乍<sup>レ</sup>去時勢に隨ひ無益の費過分に相成候之趣にて、ねり其外だし作り物差出候へば、手傳世話致候由にて、格別懇意にも無<sup>レ</sup>之者迄も大勢寄集り、前後の物入多分に相成候様相聞候、實意を失ひ酒食等專<sup>ニ</sup>致候は、神慮にも不<sup>ニ</sup>相叶<sup>一</sup>義以外の外なる事<sup>ニ</sup>候、其外囃子方踊なども、是迄は他處等より頼入候趣<sup>ニ</sup>相聞候得共、是又無益の事<sup>ニ</sup>候、可<sup>ニ</sup>相成<sup>一</sup>丈は御領分者相頼可<sup>レ</sup>申、御領分者差支にて不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>止事候は、時宜に依り他處者頼入候義用捨の筋も可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候

と云ふ此天保十年十月の藩觸は、當時の有様を窺ひ知る此上なき資料である。此觸達が有り又十三年には嚴重な儉約令が出たにも拘らず、天保十三年八月祭禮の時には、海野町分の遼り出し物は牽遼源頼光の役御狩男小遼大江山鬼小遼鎮西弓小遼笑ふ門小遼牛塚太郎幼小遼高木折右衛門小遼梅花盛り小遼梅屋敷春天孫子大蛇退治其外小遼色々笹躍原町分は牽遼布袋唐子遊佐野源左衛門小ねり双鶴崎松小ねり萬歳小ねり梶原源太小ねり木賊兎小ねり桃太郎小ねり薄に鶴小ねり正直頭小ねり源氏明石卷其外小ねり色々福神宿笹躍といふ賑かさであつた。此は御城下祭禮の義は、古格仕來も有<sup>レ</sup>之事に候へばといふ所に、寛大な取扱の意味が含まれて居たことから、相變らず盛賑に行はれたのであらう。

「殿様御棧敷に六ツ半過御出被遊候て踊り始め申候」と元祿十三年六月十二日の條原町問屋日記にあれば、仙石氏時代にも既に祭禮躍を藩主の觀覽した事が有り、又松平氏の代にも此城祭を重視して、此祭日に民衆が祝意を表するねり物出し物等を藩主親しく觀覽し、民衆も亦藩主の覽に入るを光榮とした。寛延四



上田城下祭之圖

此圖繪於

年藩主忠順初<sup>初</sup>の祭禮の際には、屋形表門と堀端との間に二間と二間半程の棧敷を設け、物頭三人鐵砲十五挺弓十五張長柄二十筋組の衆も其數程出揃つて、物々しい警固で見物した。此時には裏門にも棧敷を設け、藩公の子女はじめ家老用人侍衆の夫人連も見物した。此日藩主より特に赤飯鷓酒を祭禮關係の町在に賜與した。翌日惣町の役人等打ち揃つて御禮に罷出でし處、町奉行は問屋年寄等に對し、昨五日の祭は出來ば甚だ宜敷、躍邊共何れも立派に揃ひたりと、藩公より賞詞ありし旨を述べ、此旨町内に普く申傳へよとの話ありて、兩町にては各組一人宛呼び出し申傳へた。

### 城祭の争議

#### 城祭の争議

### ねり物順争ひ

ねり物躍等は、海野町原町兩町各定まれる順序次第があり、若し其順序に異變が有れば、其處に争論が起るのである。兩町間の争もあれば又同町内でも争つた事がある。寛政八年八月祭禮の時、海野町分で常田村と海野町との間にねり順に就て紛議が起り、容易に妥協するに至らなかつた、遂に藩の手を煩すに至り、藩に於ては、目附町奉行郡奉行徒士目附代官等列席の上、海野町問屋年寄常田村庄屋組頭長百姓半頭等を出し、原町問屋鹽田組割番を立合はせ、祭禮ねり物順に就て熟談を命ぜしも、協議纏らな<sup>い</sup>。故に止むを得ず藩役人に於て取極め、申渡す旨を述べ左の如く順を定めた。

一、天王船 一、笠鉦 一、町方ねり一ツ 一、常田村目立候ねり一ツ 一、町方目立候ねり一ツ。

但此より末は右に順ひ目立候ねり、在町一ツ宛交并在町とも役ねり同様の牽ねり有之候とも右一ツ交の内に入候事 一、在町小ねり色々

然るに常田村判頭の者納得せざりしかば、藩では其者に入牢申付けた他の者は承服して請書を差出し、十一、十二日の躍も何事なく済んだのである。

城祭に就き城地元村から、城祭に關する萬事の指圖にするやうに爲たいと願ひ出たことがあつた。此事は天保十四年に起つたが、原因は此以前より永い間葛藤を生じて居た、在分商店閉鎖一件の争儀の爲めに

### 城祭指圖權の争ひ

行列先頭

祇園祭衰ふ

町在反目し、鹽尻組は舉て常田房山二ヶ村を支持して、此出願をしたものである。町方では従前通り、町より祭禮日等に就て願書差出した通りに致したい旨願ふ所があつた。けれども採用されずして、以來町分は町奉行に、在分は郡奉行に願出づべき事と成つた。祭禮の行列は、海野町の方は海野ノ神主柳原氏が幣を持って、其先頭に立つて進んだ。原町の方では安政六年に、眞田の神主押森氏が幣を持って、行列の先頭に進む許可を得たが、翌年には此事無用に致すべしと申渡されて止めにした。慶應元年には六月八日祇園祭時節柄に付、見合はせ候様にとの藩より通知があつた。其は藩主征長役に従ひ所謂軍國非常時であつたからである。此時に在分の獅子躍を神前にて演ずることも見合はせ、町方の子供に小ねり引かすことも見合はせ、唯神前の幟猷燈のみ差支無しとの事に成つた。慶應三年には「御上御混雜御心配被遊中」との理由で、祭禮見合せの沙汰があつた。茲に至て永い間上田城祭として盛であつた祇園祭も衰へるやうに成つた。

### 第五節 常田、房山獅子躍

常田房山獅子躍

文政九年七月八日藩より萬事儉約之旨諭達の際、御祭禮に就て左の申渡をした。

一御祭禮天王斗トウねり物一切相止候様、尤笠鉾は出し申さで不ニ相成一事に候はゞ出し可レ申候

一ねり子供着物の儀縮緬天鷲絨之類一切不ニ相成一候

由 平日宮寺ニ参り 節支度位に致し下女ニ日傘差懸させ候位若しちりめんびらうど等着用品候はゞ御咎被ニ仰付一哉の

一御俵此迄三拾俵被下候處、拾俵被下候

一御酒錫御目錄ニて、前日御臺所小役人中持參候處、御斷り被成候

一笹竹は入用に候はゞ被下候

一常田房山躍獅子。斗にいたし、だし等相止め可申候  
 右十ヶ年内被<sub>レ</sub>仰付候御年限相濟み候はゞ元通り可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付候間前々の振合委細扣置候様被<sub>レ</sub>仰付候  
 右に據て考ふるに、祇園祭故祇園天王の船山は必ず出す、笠鉦は此祭に、必ず出さなくては相成らぬ者  
 ならば出しても宜しい。其他は遼物出し物皆出すのを止めにする、けれども獨り常田房山獅子躍ばかり  
 は出すやうにとの事なる故、此祭禮には、兩獅子躍が重視されて居たのを祭する事が出来る。  
 上田の祇園祭には、常田村と房山山口村の兩村から獅子が出て踊つた。古來常田村と房山村とは、祇  
 園天王の社があり、常田村は横町伊勢宮の境内に、房山は山口の天王屋敷に在つた。此兩社の祭禮には  
 兩村共に獅子躍があつたのである。天正年間眞田安房守昌幸が、上田築城の際其地固めの時に、此兩村  
 の獅子も出て、地固めの祝をしたと傳へられて居る。高倉天皇承安二年紀元一八三二年六月十四日、京都  
 祇園靈會に後白河上皇御見物遊ばさるとて、院の御所より四日の日に神輿三基と、獅子七頭とを調達せし  
 事、百鍊抄に見えて居るから、祇園祭禮と獅子頭とは、古昔より縁由關係があつた事が知られる。故に獅  
 子躍は早く既に當地方にも、祇園祭の時には行はれて居たのであらう。其後眞田氏松代に轉じ、仙石氏  
 小諸より上田に入部して、城郭再築の折、天正の古吉例に倣て、常田房山の者獅子躍をして地固をした  
 と云ふ。此時には常田村の住人片岡助兵衛慶安元年八月歿法名悟岳宗入禪定門といふ者が、作歌したものを歌ひ踊つたとい  
 ふ。飯島花月氏は歌詞中の、安房や上總云々の如き、上田築城に何等の縁故もなき語を、用ゐし所など  
 より推し考ふる時は、城の地固に唄ふ爲めに、作つたものにあらずして、或は他所に行はれたる者を、  
 助兵衛に依て傳へられたものにはあらざるか、と述べられたが洵に傾聴に値する説と思ふ。左に兩獅子  
 の歌を記す。

常田獅子の唱歌

道行

○御門の脇のごんざくら(二返) 黄金こんがねばなが咲いたとな(二返)  
(金櫻又は右近櫻と解するもある) (古は咲いたと申せと謠へりと云ふ)

之を道行と云ひ、繰返して歩調を合はす。打切の急調子の太鼓にて次に行く

前出

○回り回りにて三つ曲輪を(二返) 遅く回りにて出場に迷ふな(二返)  
(みつくりをと詰て唱ふ)

急な調子にて打切り次を唱ふ

地唄

○回り来て回り来て、是の御庭を眺むれば、いつも絶えせぬ鐘が五萬本(二返)

急の調子にて打切り次を唱ふ

前出

○まよりきて(二返) 是の御庭を眺むれば黄金こんざが足にからまる  
(馬鐙着て、との説あるも回り来てなるべし) (小草)

急の調子にて打切り次に行く

前出

○しいなげかつげ(二返) いままでかつがにいざやおるせ(二返)  
(しいなげ未詳)

此時太鼓の縁を打敲き眞の調子の打切の太鼓あり、此時總勢一同なをなをと聲を懸け次に行く

地唄

○五萬本の(二返) 鐘をかつがせ押ならば(二返) 安房と上總は是の御知行(二返)

急の調子にて打切り次に行く

流し

○おくてんどうの(二返) 四つの柱は白金で(一返) 中は黄金で町や輝く  
(大手道又はお天王の説あり)  
○御門の脇のこん櫻(二返) こんがね花が咲いたとな(二返)

城の地固に唄つた歌とせば、歌詞中三つの曲輪を廻て出場に迷ふな、いつも絶えせぬ鐘が五萬本の所で、城池宏大にして當時の大切な武器が充分備つて居る、いざと云ふ場合五萬本の鐘を持って押し進めば、安房上總即ち關東の隅までも、當方の知行になるといふあたりが、城主を祝つたものであらうか。

房山獅子唄

房山獅子唄

道行



御門の脇のこんざくら　　こんがね花が咲いさとら　　繰返「二返」

咲いさとらは咲いたの誤りか

前出

玉の簾をまきあげて「一返」　　まよりさぶらを「一返」　　お目にかけてましょ「二返」

一にまわるさぶら

地唄

まより来て「二返」　　これのお庭を眺むればこがねこんさが「一返」　　足にからまる「二返」

まより来て「二返」　　これの御門を眺むれば御門扉が「一返」　　せみやからかね「二返」

せみの解未詳

前出

しいなげかつげよ　　いつまでかつがに　　いざやおろせよ　　まよりきて　　これのお庭眺むれば　　いつ

もたえせの駒が千疋「二返」

わが國で雨のふる氣で雲が立つ　　たえせのはたえせぬなるべし

一に國の　　おいとま申して「一返」　　戻れ小彫「二返」

流し

御門の脇のこんざくら　　こんがね花もさいさとな「二返」

此房山獅子の歌詞中では、これの御門を眺むれば御門扉のせみや唐金で、城門のいかめしい所を稱へ、  
これの御庭眺むればいつも絶せぬ駒が千疋で、戰場馳驅の俊足數多飼ひ備へてある所を述べたあたりが  
築城に縁由がある所であらう。

常田房山獅子躍の主役は無論獅子である。常田の方は獅子は牡が二頭牝が一頭で所謂三ツ頭獅子である。行  
列行進の際には二頭の牡獅子の中央に牝獅子が居る。

獅子面は平つたい方で、張子で赤色に塗られ、眼は金色腫は黒、齒は紫色、眉間に紫色の角が一本あ  
る、牡の方は其が細長く牝の方は太く短い。頭には鶏の尾の黒羽を植ゑ付ける、此尾羽は一羽の鶏から、

### 獅子躍

僅かに三本しか取れないとの事で、修繕すら中々容易で無いと云ふ事である。此鶏羽の植ゑ付の所を隠し、獅子面全體を引しめて、見得を好くするために、五色の細紙で鉢巻をする。獅子の下顎から胸にかゝつて幕が垂れて居る、幕の模様は白地に鋸齒状のある、黒く太い形が染めつけてある。此をマヨリと稱する。此獅子面を被つて躍を演ずる者は、辨慶縞の單衣を着し棒縞の裁着を穿ち、手甲の黒色なるを嵌め、右手には方形の小團扇を持ち、腰には左右に五色の小幣を挟み、足は黒足袋に草鞋を穿く。此主たる獅子の外に

禰宜又中立とも稱する、天狗の面を被り、黒塗の烏帽子を冠り、青赤二色の布で鉢巻をなし、下着に辨慶縞の單衣と棒縞の裁着を穿き、上に緑地に松竹の白模様ある狩衣を着し、腰には大反の太刀を佩き、手には黒色の手甲を着け、五色の細かい紙片で飾つた小鈴を持ち、表には鶴裏には龜の繪があり、周縁に五色の細かい紙片の飾が附いて居り、直徑五尺程もある大團扇を持つて居る。大團扇は目方約四貫目程もあると云ふ。故に手代りの者が必ず附いて居る。

彌宜が大天狗で小天狗とも稱すべき鉦叩(魔よけとも云ふ)と呼ぶがある。泥具に穴を明けたものを目に當て、厚い紙で高い鼻形を作つて赤く塗つたものを鼻先に着けたのが始原であると云はれる、眼と鼻ばかりの假面を被り、頬鬚を着け、頭には嚴めしい赤い鍬形の間に、日と月との形を附けた鳥毛の兜を被り、茶色の着物の上に、陣羽織を着し裁着を貫ち、黒足袋に草鞋を穿き、腰には作物の太刀を佩いて、手には黒の手甲を着け、右手に撞木を握、左手に小さい鉦を持つて居る。目の丸の形の兜を被るもの三人、月の形の兜を被るもの三人、合せて六人。其他演舞の際歌を唄ふ者即ち唄揚(一文字の笠を被り紋附を着て、期らかに唄ふ)が十二人、笛吹(深い麥藁笠をかむり、紋附を着て袴姿、)が九人、太鼓打(太鼓の直徑は一三寸の横太鼓。其れ編笠を被つた人足に背負子を背負はせ、笠なしで紋附に袴着け白足袋に草藁履を穿いた打役)が後に立つて兩手の撥で叩く。此太鼓の音で踊り手が踊るのであるから此役目は中々重い責任があるのである。一人代り一人。又警固と稱し、一文字の笠を被り、紋附に袴を着し、白足袋に藁草履を穿き、竹の鞭を持

房山獅子

ち帯刀した人が多數随附する、此警固は獅子躍を一きは嚴めしくする。町組内中重立ちたる者が勤めると云ふ。又子供等が多數花笠を被り、箆を持って行列に参する、此を小さ々と云ひ、又編笠を被り、太刀を佩き葉片の竹に五色の短冊を附けたるを持つ者もあり、此を申踊と云ふた。

房山獅子

房山獅子面の作者



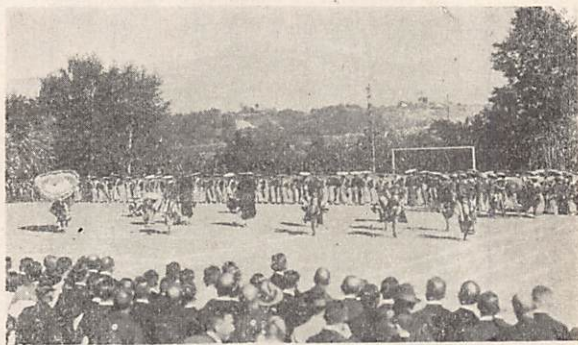
房山獅子の進

房山獅子も同じく三つ頭ではあるが、牝が二頭牡が一头である所に相違がある。獅子の面は常田の如く平たくなく凄味を有つて居る形で、牡獅子面には眉間の所に寶珠が嵌めてある。眼は金色で齒は赤色である。獅子に粉する者は、右手に黒い小團扇左手に鈴を持つ、禰宜は常田と同様に天狗面を被り金色の烏兜を冠り五色の大きな八幡幣と鈴とを持つ、現在の面は山口村庄屋望月傳平の作である。傳平は嘉永六年に歿して居るに左の銘あり

出自若狭大椽入道藤原滿作  
望月清命寫之花岡延吉塗之

鉦叩は六人、内三人は小天狗面の赤色なるを、三人は其黒色なるを被る。常田の如く鶏羽鉞形の兜は被らない、麻絲の三尺許なるを、赤色に染めた者を被る。此他獅子躍に随附する者は常田と異なる點はなし。

獅子躍の進行々列 鉾は昔時は天王の先に進んだ、笹山車は今は五色の短冊を付けた青葉竹を一本づゝ持つ子供が列に入つて居る。



常田獅子躍演舞



房山獅子躍演舞

獅子躍人數の進行々列

常田獅子行列



房山獅子行列



獅子躍威張る

祇園祭禮の日には、上田海野町原町等の本通りを、往來の荷物人馬等は通行を許さないで、木町より鍛冶町に通るやう取計つたものである。當時藩より注意觸に「ねり物出し物警固の者共は前後を見合はせ、往來旅人等差支ニ不ニ相ニ様萬端厚く相心得世話可レ致候、獅子踊り居り候所に、往來の旅人等通り掛り候節、笠を取らせ又は馬より下ろし候様なる儀も有レ候赴相聞え、如何敷事に候。是等の儀は警固の者相心得居、右様の儀無レ之様可レ致候」とある所から見ると、此所を往來する旅人等、土地の様子を知らずして通り、迷惑を被つた人も、中々多かつたと察せられる。此種の事で事態六ヶ敷成つたのは、寶曆九年祭禮の日、加州侯富山侯の使者が、馬十疋差持一棹通し人足で、五月五日七ツ時木町の帳場へ着いた。木町帳場に於て神事祭禮ニ付、裏町通行の事を申入れた所、早速承知して鍛冶町を通ることにし

通行人迷惑す

た。加州侯等の使者が、鍛冶町に通じ掛ると、丁度其時鍛冶町年寄安兵衛の宅前で、海野町の小躍が來て踊り始めた、其所を通る時、荷馬の荷が踊り子に障つた、すると大勢の者騒ぎ立ち、坂木より雇て來た馬士は疵を被り、荷物は落して投げ出され、慘々な酷い目に遇つた。馬士は此有様では、海野迄通すことは叶はぬとて、荷物を却して了つた。其所で加州の宰領は「祭禮故裏通りをとの挨拶ニ付、其通り通行すれば此所にも踊りがあり、此の如き難澁の目に逢つた、其上此方の荷物を附け馬の馬士を打擲し、剩へ我荷物を投げ出す事重々不届の所爲」と非常に立腹した。此時鍛冶町の者共は、かゝる時取計ふ事には不馴であり、挨拶振も鄭重を缺き、又丁度其時警固の者も居合はせなかつた爲めに、先方の怨を増したのであつた。事態容易で無く成つたので、他の町の踊の方に居た、兩問屋年寄の處に事を注進した。此を聞いた問屋年寄は非常に驚愕して、早速現場に駆け付けて、事加州侯に關はり、然かも曲我に在りといふので、町役人等は平あやまりに謝詫入つて、且今日は祭禮の事でもあればとて、只管容赦を歎願した、然るに又差持の荷物に附いて來た國許からの人足共は、此荷物を取り投げた故、萬一荷物の内に異狀あらば、附人足の我等申譯無しと申立てた、此も尤な事として重々詫言した。二人の宰領の者は祭禮の日の事でもあり、町役人等の誠意ある陳謝に免じて承引し、漸く事済に成つた。

安政三年八月十四日祭禮の時、海野町問屋方に常田村の獅子躍の一團が休息して居た。其處を原町の天王の御山が引き通つた。すると常田村警固の者が見咎て、言ひ争ひと成り遂に原町天王番の者、負傷した事から大問題となり、遂に藩の裁きを乞ふに至り、吟味の上漸く十二月十九日に至り、常田村獅子警固の者兩人押込申付られ、原町天王番の者は御叱と云ふことで事落着した。此時藩の申渡しは

在分獅子躍

在分獅子躍の者共、並出し物等御屋形前相勤、海野町口より町方に罷出候はゞ、跡差支に不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>様踊り可<sub>レ</sub>申候、自然無<sub>レ</sub>據遲帶候節は、一方に被<sub>レ</sub>寄往來妨げ不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>様可<sub>レ</sub>致事

とあれば、此時よりは若し遲滞の止むなき事情ありて滞る時は、一方へ片寄せて置き、往來差支なきや

うにせよとの事なれば、其時には後の者、其所を通つても差支無いといふ事に成つたのである。

此安政争論の際には、常田躍の事に就て様々の取沙汰があり、容易に裁許なり難いとの事で、原町にては或は松代に、或は眞田神社に、祭禮の件に就て問合はせた。此處から推し考へると、或は常田躍が元であるが如く、取沙汰されたやうにも思はれる。此時眞田神主押森讃岐が、原町問屋宛に申遣はした書中に、次の如き事がある。参考として記して置く。

一原の郷上郷澤に眞田の城跡今明神を祭、往古は六月十六日當時八月十六日祭、年々獅子三ッ頭にて踊、則御城下御祭禮獅子躍の元祖にて、上田へ移ると云傳

一上郷澤より一丁余餘りに天箱(白)山あり、此中段に素戔鳴尊を天箱權現と祭る、毎年六月朔日祭日也  
原町天王山は、此天箱山をかたどりしと村方言傳祇園天王と申す、則素戔鳴尊なりと申傳

獅子之儀は殿様眞田より上田城へ御移り之節、眞田村中其外近村々御供御見送り候ニ付、原郷より天箱權現屋敷山水の形を造り持ち出し、御見送り申候。此節御門の前に於て三ッ頭の獅子舞、此禮今に有之と申事に御座候

### 獅子歌

#### 道行

「御門のわきの權さくら　「こん金花もさいたとな

#### 歌に

「山崎がらもが山にはなれて里に出て里の御門で羽ねをやすめな〜

「玉のすだれをゆきあけて　「御目にかけましょ〜

「あひなけかつげ　いさやおろし。ほふ　子立ひ〜つまでかつかによふほ〜

「白さきが　海の外中へすをかけて　浪によられよふほ〜ばんとたあちに　よふほ〜

参考

「天笠の天の川原の幡にすをかけ浪によられよふほ」

(此外いさゝかかわり不申と書いてある)

左に参考として他處の獅子舞の歌詞中の一節を記して置く

越後小千谷の獅子舞の歌詞の中に

山からす山をはなれて里へいで

これのお宮で羽をやすめた

相模高座郡大島の獅子舞の歌詞の中に

これのお庭を見申せば黄金こぐさが

足にからまる

又

山がらが山をはなれてやゝつれてこれのお庭で羽をやすめる

八王子のしゝ舞

雨が降る氣な雲か立つお暇申して

かえ……………

武州三峯

この庭は立は七丁横五丁いはよく見て

でばに迷ふな

又上野藤原の獅子舞の歌には

山雀が山をはなれて里に出てこれのお庭で羽をやすめた

津輕の獅子舞の歌詞中に



参り来てこの御庭を見奉れば、さても見事にかけてそり橋、橋のそり見て堀見ればつなぎ揃ふた  
船五萬艘

## 寺院

### 第二章 寺院

南北信の寺院數

善光寺と國分寺との存在と北信の寺院數との關係

信州の寺院數を南北信に分けて比較すると、總數一五七一の内一〇三〇が北信、五四一が南信で兩者に著しい差がある。北信中では上水内郡の二一が尤も多く信州一で、之に亞いでは小縣郡の一四である。(大正年間調) 上水内郡には名刹善光寺があり、小縣郡には早く國分寺建立を見た關係から、自ら其地方人の崇佛思想が濃厚であり、隨て佛寺建立も多かつただらうとの考へ方もあるが、早く開けて人口稠密な地方で、民衆聚落の多い即ち村里の多い所には、寺社の數の多いのは當然である。故に一概に信仰心の厚薄に依て斷することは出来ない。善光寺は兎にあれ國分寺の存在が、小縣地方の後世佛寺建立に影響があつたといふ事は、考へ得られぬ所ではあるまいか。

小縣地方の寺院の宗派別

小縣地方の佛敎宗派別を見ると、寺院數の最も多いのは曹洞宗の四十三ヶ寺で、同じく禪宗であるが、臨濟宗は僅々二ヶ寺で甚寥々たるものである。眞言宗は信州各部中第一位を占めて三十五ヶ寺を算して、秘密の加持祈禱の流行を想見することが出来る。黄蘗宗が稀なのは不思議は無いが、淨土眞宗と日蓮宗とはあまり振はなかつた。

上田市内寺院宗派別

上田市内に在る寺院の宗派別は

眞言宗 五 曹洞宗 五 淨土宗 四 眞宗 四 日蓮宗又法華宗 一一

で曹洞宗と眞言宗の多いのは、小縣地方の大勢と一致して居る。左に開宗の時代に順て記述する。

眞言宗

宗吽寺

第一節 眞言宗

宗 吽 寺

仙石松平二氏の  
祈願所

上田市字横町の中央東側に在る。寺傳に什慶法印の開基といふも年所詳かでない。此寺もと大手の堀際に在りしが、中興開基三代慶英法印の時今の地に移したと云ふも確證は無い上田町誌。けれども秘密加持祈禱を爲す眞言宗寺院であつたので、仙石、松平二氏の時代を通じて、祈願所となつた。松平氏の時には藩主參觀出府の際には、命を承けて出立の吉日を選定した。海野町問屋日記

眞言宗新義智山派で、高野山明王院末寺である。延享二年當寺より提出の本末書に據れば、小縣郡栗林村の普賢寺、下丸子村の淨圓寺、櫻井村の西正寺は此末寺である。

護摩堂、大師堂  
勢至堂

寺域東西三十三間 南北二十間五尺。面積二反二畝二十八歩。境内に護摩堂、大師堂、勢至堂がある。土砂加持

土砂加持

此寺に於ては土砂加持を執行した事が、延享二年二月二十六日より來三月二日迄七日間、又寶曆十年正月二十二日より同二十八日迄七日間あつたと、屋日記に載つて居る。此土砂加持と云ふは、秘密修法で土砂を洗ひ護摩を修して行ふ祈禱で、修法を受けた其土砂を、亡者の屍又は墓所に散布する時は、其功德に依て無間の苦を免れ、西方極樂淨土に往生すると云ふ有難い祈禱であると云ふ。

南朝年號の火燈

南朝年號の火燈 此寺の庭内には、正平四年の南朝年號を刻した火燈があつて、此地方無類の存在である。南朝の遺物参照

海禪寺

海 禪 寺

眞田氏の鬼門除  
と云ふ

上田市新田に在り、眞言宗京都智積院末寺。滋野氏の創立と傳ふるも年所詳で無い上田郷土誌。もと小縣郡海野郷海善寺村に在りしが、天正十二年眞田安房守昌幸上田に築城するに當り、鬼門除として此

地に移したと云ふ上田町誌。

武田信玄の文書

天文七年武田信玄寺領二十貫文寄進の事ありしと云ふも信じ難い。永祿五年十一月七日同六年七月廿八日の兩度、武田信玄より當寺に出した證文に據ると、曾て没收された此寺々領の中三十六貫五百文を還附して、猶寺領の殘高があつた事は明であるが故、以前は廣い寺領を有つて居り、寺勢盛で信玄なども、所願成就を祈らせた程の、名高い寺であつたのは確である。其後天正年中上田に遷りし頃、寺領二十四貫文の地を興へられて居た事は、慶長六年八月眞田伊豆守信之が當寺に出した寺領安堵狀に、前々の如く寺領二十四貫文異儀無く進置くとあるに依て、證することが出来る。

眞田信之寺領安堵狀

寺領安堵狀

如<sub>二</sub>前々<sub>一</sub>本寺領貳拾四貫文無<sub>二</sub>異儀<sub>一</sub>進置候、向後祈念不可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>油斷<sub>一</sub>候 以上

辛丑八月十六日

信之

開善寺

寶永三年差出帳所載寺領は二貫文である。

秘密祈禱所

此寺は祈禱所として、雨乞、火伏、地震除、雷除等の祈禱は多く此寺で行はれ、又商人の起請なども此寺で書かれた事がある。

大福寺

大福寺鎌倉堂

上田市小牧字山下に在る。創立年所今詳かにするを得ない。此寺もと小牧字六句に在つて鎌倉堂と云ひ、六坊を有つて居たが、兵火に罹つて焼失し、宣隆の代今の地に移して中興したと傳へられる。本尊は藥師如來不動明王、小縣郡西鹽田の前山寺末で新義眞言宗。寺域三百二十坪境内に大師堂がある。寶永三年差出帳所載寺領五百文。

祥雲寺

祥雲寺

上田市御所木の下に在る

寛保二年の洪水にて寺院流亡

新義眞言宗知積院末。本尊佛大日如來。開基創立共に今明かに知るを得ない。元祿十一年十二月時の住職廣岸の代、京都知積院末となり廣岸を中興開山とする。伽藍頗る宏大なるものなりしが、寛保二年八月の千曲河大洪水の際、寺堂悉皆流亡し、墓地は千曲川北と成つた。此災後今の地に移して建立した。寶永三年差出帳所載寺領五百文。

極樂寺

極樂寺 上田市中之條字六工に在る

寺寶大般若經

新義眞言宗で、小縣郡西鹽田の前山寺末。阿彌陀如來を本尊佛とする。開基年代詳でない。此寺もと原田今上田原長池下に在つた小縣郡年表が焼失し、元祿元年弘盛の代今の地に再建し、中興開山と成つた。寶永三年差出帳所載寺領は一貫八百文其支配下に大日堂があり、堂領五百文を有した、昔時は相當の大寺であつた事が窺はれる。寺寶として大般若經全部六百卷を藏す。

禪 宗

## 第二節 禪 宗

大輪寺

大輪寺 上田市字新田に在る

曹洞宗甲斐國塚原村惠運院の末寺。釋迦如來を本尊とす。此寺もと神科村戸石城の麓、幡畑山村に在りしが、兵燹にかゝり焼失した。慶長年間眞田昌幸今の地に再建し、惠運院第三世松山存宿を招き開山とした上田町誌。寺傳に眞田安房守昌幸の夫人寒松院殿の開基といふは、現地再建の際其開基と成つたのであらう。元和八年眞田伊豆守信之松代へ轉封の時、寺領五十貫文を寄附したといふも明證は無い。信之は松代入部後、當寺の住持仰芝和尚を招き大輪寺を建立し、寒松院殿の牌所とし、水上山大輪寺と稱したが後に寒松山大林寺と改めた大輪寺書き上。寛政二年八月松代侯に差出した大輪寺の書付は、寺傳の参考ともなる故、記載して置く

松代侯に差出したる書付

寒松院様御開基上田房山大輪寺

往古ハ戸石城之麓、伊勢山村之内字畑山と申す所ニ有レ之候由、其後只今の地へ爲レ遊ニ御移造一境内除地ニ被ニ成下置ニ候

長谷寺殿

寒松院殿

御靈様の御位牌

寒松院殿様の御廟被レ爲レ成御安置候

一御寄附之品

蔓陀羅 觀音像 維摩像 御風炉釜 御香合御香爐 御茶碗 御茶臼

右御寄附品御手道具之由申傳什物ニ仕候

上田表御在城之砌は當寺時々御參詣被レ遊候由申傳候、御所替之節當時四代之住寺仰芝和尚被レ召ニ松代

表ニ大林寺爲レ遊ニ御建立ニ候。當寺境内之儀は古來之通除地ニ御座候

右星霜程經候儀故、如何御座候哉、世代申傳候有増之赴書記入ニ御内覽ニ候 以上

八月

上田房山村

大輪寺

眞田昌幸の定書

眞田昌幸の定書

定 大輪寺

一致ニ喧嘩ニ候輩之事

一盜賊之者之事

一人ヲ殺害仕候者之事

右科人之族當寺山林一切可ニ禁制ニ者仍如件

亥之

十一月三日

昌幸  
朱印

仙石氏堂造立材  
木寄附

は慶長四年現地ニ大輪寺再建の時、下した禁制であらう此文書今松代大林寺所藏。  
寶永二年本堂再建の事あり、時の領主仙石政明より建築用材を寄附した



(大輪寺表門)

可被ニ相渡ニ材木之事

一松木五拾本

大輪寺

右此度寺造立ニ付而被ニ成下ニ候條可被ニ相渡ニ候也

寶永二年酉九月二日

小林六郎兵衛

依田久太夫

高橋佐市右衛門殿

山岸六左衛門殿

寶永二年工事に着したが、翌三年所替にて松平氏入部に

表より、新領主に本堂造立の届書を出した。

指上申當寺本堂造立之事

一大輪寺本堂 縦十一間三尺横九間四尺  
三間梁但三間二尺鋸付

右就造立材木等ハ漸々調置、其上仙石越前守様より上

道具材木御寄進被ニ成候間、去年より取始造立仕候爲ニ

御斷ニ可ニ申上ニ如シ斯御座候以上

鹽尻組之内房山村

寶永三年戌七月廿七日

大輪寺

現在の本堂は此時の建造物である。

元和五年八月改には寺領三十七貫五百文小縣那年表、寶永三年差出帳には除地高一貫五百文とあり、別に法光院殿天庵宗知公茶湯料施餓鬼料として、毎歲糶十俵の寄進があつた仙石分限帳。此寺は芳泉寺と共に、仙石氏時代に在分で、正月獨禮の待遇を許された二寺であつた原町問屋日記。

寺域東西二十八間二尺余南北四十五間。面積四反二畝二十歩。

### 土尾藥師

土尾藥師の像

本堂内に土尾藥師の御像が安置されてある。

土尾藥師堂はもと房山山口兩村分の六句といふ所花小屋の山岸に在り、寺領三百文を有つて居た。何時頃の創立は判明しないが、元祿六年頃には二間四方の萱葺の堂で、小縣郡秋和村の正福寺持であつた。其後堂大破に及び再建の必要があつたが、六句は人里遠く參詣にも極めて不便である所から、房山の内字中小入道に位置の好い場所があり、其處の持主と相談の結果、六句の藥師堂附の三百文の畑地一反九畝十二歩の内、一反三畝十歩だけ中小入道の畑地と交換し、其處に移轉再建した。其れは寶永七年二月の事で、替地の残り六畝二歩と、藥師堂は依然正福寺所有となつて居た。此藥師明和の頃には、熱心な信仰者があつて奇特な寄進をした事は、中小入道に現存して居る階供養塔が物語つて居る。

### 共同墓地

上田住居河西の者共同墓地

上田領河西方面即ち小泉組、鹽田祖、浦野組等の人々の中で、上田町に居住して居つた者が死去した其際に、恰も千曲川の洪水で、河西の方との交通が杜絶する如き事ある時は、在所の墓地に葬むることも成らず、又在所の寺院が世話する事も出来ない。其處で上田居住の檀那を持つて居る在分寺院は、鹽尻組秋和村の正福寺と談合し、正福寺持の此土尾藥師堂の境内の外に、三百五十坪を劃して、其處を在

寺院上田住居の檀中墓地とする事とし、其の地代金二十一兩を在寺院より支拂ふことにした。時は寛延二年四月である。秋和の正福寺では、藥師堂の世話も行届き兼ね、種々不都合の事があり、藩より嚴重申渡す所があつたが、天保十二年九月此藥師堂を、房山の毘沙門堂に賣渡す事に相談が調つて、議定書を取替はし、大輪寺から奉謝金二十五兩を、正福寺に差出して大輪寺持と成つた。明治二十年廢堂となり堂内安置の藥師如來の儀は、大輪寺本堂内に移されることとなつたのである。

房山毘沙門堂

大輪寺持房山毘沙門堂

仙石氏領主時代に、京都鞍馬山月性院の僧實眼、上田城の鬼門に當る位置の場所に、毘沙門天を安置して、御城安泰の祈禱をしたしと願ひ出て、房山村の地所四畝六歩を無年貢にて借り、月性院掛所毘沙門堂を建てた。然るに享保十八年月性院に於ては、時節柄修覆等も出來難いとの理由で、毘沙門堂を閉ぢて其處分を爲る事になり、堂を大輪寺に譲り渡した。

賣渡申一札之事

一 毘沙門堂五畝四步 七間二尺 二十一間 房山村分

四畝六步 六間 廿一間 無年貢地

先御領主様より御借地、堂掛所仕廻候ニ付、當御領主様へ此度返上仕候、地面之義ハ一所拂代金は月性院へ被下候事

二十一步余 御年貢地

買添置御年貢粗二升六合八勺年々土納仕候事

一 毘沙門天并堂 二間半 三間

一作家 五間 三間 戸障子 唐紙不殘



一長屋 六間  
二間

一堂地之内ニ有レ之候植木石不レ殘

右之堂地時節柄修覆等難致候ニ付、此度當御領主様へ御願申上仕舞候ニ付、毘沙門堂掛所長屋一式代金拾兩にて貴寺へ賣渡し、金子槌に請取申候。然る上へ自今毘沙門堂一件ニ付、月性院聊構無レ之候勿論、外より障り無ニ御座ニ候爲後證仍如件

享保十八年丑三月廿三日

鞍馬山月性院使僧

實 眼 印

上田房山村大輪寺

(沓掛史料)

其後此堂も廢堂となり取り壞はされて、毘沙門天像は大輪寺に安置されて在つたが、昭和九年堂再建の運びとなり五月入佛式が執行され、房山毘沙門堂が再び世に出たのである。

金昌寺

金昌寺 上田市宇横町に在る

長察を開祖とす

小縣郡奈良本村今青木村曹洞宗瀧仙寺の末寺。釋迦如來を本尊とす。此寺往昔鳳麟山琴松禪寺と稱し小縣郡武石村字小寺尾といふ所に在つた。慶長年間明山長察の代現在の地に移し、時の領主眞田昌幸より境内の地を給せられ且其造立の助成を受けた、此時山號を鳳林の字に改め寺號琴松の字を金昌と改めた、依て長察を當寺の開祖とする明細帳。寺域東西四十八間七尺餘南北三十間 面積一反八畝二十八歩。境内に大子堂地藏堂がある。

幸町不動堂

此寺持の幸町不動堂は、文政四年三月成田山信勝寺の不動尊分靈を奉安したものである。

日輪寺

日輪寺 上田市宇横町に在る

小縣郡和村本海野の興善寺の末寺。開基等詳でない、天文年中海野幸善が戦死し、法名を日輪寺殿と號したのに因て、其名を寺號としたと云ふ上田町誌。口碑に本寺の觀音堂安置の觀世音菩薩像は貞元親

仙石氏觀音堂を造る

王の守護佛であつたといふ。海野町問屋日記に、横町日輪寺觀音堂仙石越前守様御建立之由とあり、貞享四年仙石家此堂を造り、七月十五日入佛式が行はれた事が記されてあり。仙石政明は度々此觀音に參詣した事も日記に載つて居る。此觀音の緣日毎月十七日二十三日には參詣者頗る多く、飴賣其他商人が入り込んで、境内大層賑はつた所、寶曆九年頃より商人の入り込むのを停止され、寺では商人等の歎願もあり、且は緣日も淋しく成るのを憂へて、再三商賣許可を願出でたので、寶曆十一年海野町問屋横町年寄之奥書を以て、藩に緣日商許可を出願した。

文政十年觀音堂が焼け、近くの庚申堂子安堂も焼失した、此時庚申堂の東に在つた榎ノ大木に火が燃え移り、其枝があまり高く龍こしの水も届かず、何時までも燃えて居り危険であつたので、御作事から木挽を頼んで伐り倒した。堂本尊の觀音は別狀が無かつた。

此の寺の境内に石佛正觀音一休ある。

此正觀音石佛の由來は、海野町仁右衛門といふ者の叔父善七、天明年間淺間山に心願あつて登山し、山の爆發の爲め死去した、仁右衛門は隠居して一空と稱して居たが叔父善七の菩提を弔ふ爲めに、西國四國の廻國を爲し、

歸國の後、同様廻國する者一千人の報謝宿を爲やうと思

付き、中には困難の者には、烏目や米など施したりして、十六七年目に其心願を果した。其心願成就の記念として、石佛正觀音を建立したのである、多分寛政年間であらう。(海野町問屋日記)

日輪寺門前長屋の家賃は、今迄四十年以上も日輪寺で取り收めて居つたのに、延享二年八月本寺本海野興善寺から、突然家賃並に帳面を預ると申出て争が起つたが、十月に到り諏訪形の金窓寺、吉田村の金

石佛正觀音



月窓寺

宗院、及上田檀中の者の斡旋盡力で、内済に成つたといふ、本末關係から起つた醜き争であつたのである。山號を天照と稱し、域内に成澤寛經の墓がある。

月窓寺 上田市宇鍛冶町に在る

小縣郡浦里村曹洞宗東昌寺の末寺。本尊は釋迦如來、寺傳に常田隆長常田屋敷は常田權現坂に在り永祿元年易叟周賢和尚をして、常田莊に一字を建立せしめ、傳叟山月窓寺と號した。

天正十三年の戰に池田長門守之を燒いた、故に城内鷹匠町へ移したが、同十五年常田出羽が二代久谷樹昌和尚をして、鍛冶町に再建させ、復月窓寺と稱したとある。里傳に據れば眞田幸村大阪にて戰死の際、遺言して青柳清庵林庄左衛門の兩人に命じて、其身に着いた品を此寺に納めさせたといふ。元和五年の改の時寺領四貫九百廿五文であつた小縣郡年表。

今寺城東西三十八間南北三十二間。面積四反一畝八歩、境内墓地に赤松小三郎遺髮の碑があり、長野縣指定史蹟となつて居る。

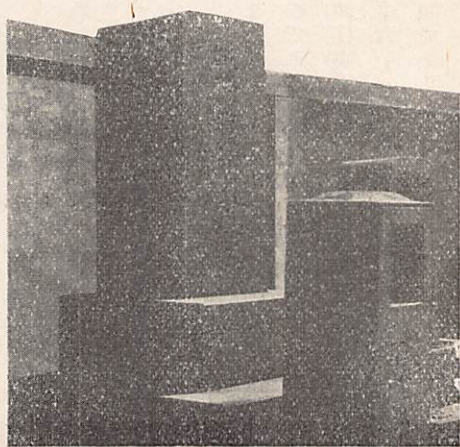
赤松小三郎遺髮の碑

### 第三節 淨土宗

呈蓮寺

實池山九品院呈蓮寺 上田市宇新田に在る

京都智恩院末。本尊阿彌陀如來。寺傳に云ふ。建久年間曾我十郎祐成の孝虎、曾我兄弟の死後落飾して、諸國の靈場を巡拜して兄弟の冥福を祈り、信州善光寺に詣でた歸途、佐久郡の落合村に草庵を結び



(成澤寛經の墓)

一譽上人中興

其處に住つた。其後小縣郡に來り太郎山眉間林の麓に一字を建立し、虎立山菩提院祐成寺と名づけ、會我兄弟の菩提を弔つた。これが此寺の創立と云ふ。吾妻鏡を按ずるに建久四年六月一日丙申會我十郎祐成妾大磯遊女號虎雖被<sub>レ</sub>召出之、如<sub>レ</sub>口狀者無<sub>レ</sub>其咎之間被<sub>レ</sub>放遣一畢、十八日癸丑故會我十郎妾<sub>大磯虎</sub>髮着黒<sub>雖不除</sub>迎亡夫三七日忌辰、於箱山別當行實坊修佛事云々則今日遂出家赴<sub>レ</sub>信濃國善光寺一時十九歲也見聞縑素莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>拭<sub>レ</sub>悲淚云々の記事あれば、寺傳は據る所があると思はれる。後應永年間鎌倉光明寺の徒弟



一譽上人俊嚴が來て、堂宇を再建し、衆生濟渡の教を説き遠近に渴仰され。當山中興となつた。永享五年參詣布教の便をはかり、山上の寺堂を山下に移した。此時實地山九品院呈蓮寺と改めたと云ふ。爾後屢々回祿の禍に罹り<sub>文明六年、天明五年、寛文十年</sub>、現今の堂宇は寛政八年造立のもの<sub>天</sub>と云ふ。寺傳所説の外かに猶元祿十三年の罹災がある。十一月三日午前四時頃から午後八時頃まで焚燒したといへば、當時の堂宇の宏壯なものであつた事が察せられる。

元和五年の寺領一貫文寶永三年指出帳所載の寺領も亦一貫文である。元祿年間より小縣一宗の觸頭となつたといふ常盤城村誌。現今寺域東西四十間南

北二十八間一尺餘。面積三反七畝二十二歩。

境内墓地中に竹内善吾武信の墓がある。善吾武信は當寺過去帳に法名現德院譽一通居士と稱し、嘉永六年九月廿六日死去となつて居る、石碑は竹内善吾武信之墓と刻したる外刻文無い。

竹内善吾武信の墓所

寺寶と稱する物に、十一面觀音像弘光大師作といふ六字名號圓光大師筆といふ阿彌陀如來像運慶作といふ等がある。

田町淨念寺無住の時は代判を申付けられた。

### 淨念寺

淨念寺 上田市田町に在り

呈蓮寺末寺、本尊阿彌陀如來、境内に閻魔堂あり。寺域四百五十坪。永祿二年建立と傳ふ、天正二年回祿の災に遇ひ開山等明ならず、天正三年教蓮社聖譽堂宇を再建するを以て、此を中興開山とする寺院明細帳。

### 源法寺

小縣郡年表元祿九年の條に房山村呈蓮寺隱宅を源法寺と稱せしが、田町へ建て淨念寺と號し末寺とすとある。

享保二十年別時念佛及觀音開帳願の口上書は、此頃の寺況を知るには好い資料故、左に記載する。

當寺及大破爲修覆辰十二月廿四日より同四月迄四十八夜別時念佛並三月十八日より四月八日迄幸當寺從來の觀音三十三年目相當ニ付依之開帳仕度奉願候右別時之内上州新田大光院會下より所化六人相頼、晝夜法要説教仕度奉願候、御領内上田不殘御家中迄佛餉袋御勤申度奉願候

右之趣當寺旦那も無御座勿論寺之餘力も無き貧寺ニ付、自分之働に不叶依之右之法要相勤め、法界之以合力廢壞之本堂並觀音堂何卒少しも修理仕度奉願候。右願之通被下被仰付候はゞ執行仕度候 以上

卯十二月

田町

淨念寺

御奉行所

田町淨念寺來辰年二月廿四日より四月十一日迄四十八夜別時念佛並三月十八日より四月八日迄觀音開帳之儀奉願候處相違無御座候右之通被仰付被下候はゞ執行被爲致度奉願候 以上

卯十二月

房山

呈連寺

御奉行様

此願聞届けられ、別時念佛開帳中は、信心者の參詣群集夥しく、寺境内残らずに茶屋掛けする程で、諸仕拂後五十兩程も残つたと云ふ。

芳泉寺

松翁山圓覺院芳泉寺

上田市常盤城宇諏訪部に在る

淨土宗鎮西派京都智恩院末。本尊は阿彌陀如來。天正十一年眞田安房守昌幸上田築城の後、諏訪部の地に小縣郡下之條村全稱庵を移し常福寺と稱し、日頃歸依せる其庵主靜譽上人含靈を請ひて住持とした。

慶長五年眞田伊豆守信之は此を菩提寺とした常盤城村誌。元和六年信之の室小松姫逝去の時、遺骸を茶毘に附し、其遺骨の半は常福寺に、半は武州鴻ノ巢の勝願寺に納めた。信之は小松姫の爲めに其一周忌に、

常福寺境内墓所に、石塔婆一基を建て靈屋を造立した。翌元和八年松代に轉ずるに及び、其地に皓月山大英寺を建立して、小松姫の牌所とした。此時常福寺含靈は信之に隨て松代に赴いて、大英寺の住寺となり、常福寺は含靈の徒弟靈智を以て後住とした。眞田信之に代て上田に入部した仙石忠政は、元和九年

の春正月に、其菩提所小諸の松井山寶仙寺を此處に移して寶仙寺と稱し、常福寺をば下之條村の全稱庵に合寺せしめた芳泉寺口上書。此時圓覺院殿秀久の墓を小諸より寶仙寺に改葬した仙石家譜。

小諸松井山寶仙寺

安政六年に、芳泉寺に於ては幕や提灯などに、徳川家の葵紋を附けるのは、如何なる由緒ありやと訊ねられた。其時芳泉寺から差出した口上書は、當寺の寺由緒書とも見るべきものであるから、茲に記す。

口上書

葵紋に關する口上書

葵紋に關する口上書

葵紋附御幕並御提灯當寺に御座候御由緒之儀御尋ニ付左に申上候

東照神君様御養女小松姫君様と奉稱候御方、天正十四年戊辰眞田伊豆守信之公に爲遊御入興、上田

御在城之節、元和六年二月二十四日前姫君様御逝去、御法名大蓮院殿英譽皓月大姉と奉<sub>レ</sub>號、御尊骸  
諏訪部村元常福寺當時之芳泉寺山内に御入棺被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>其節



(景 芳)

葵

御紋附御幕並ニ御提灯御納ニ相成、當時安置之御寶塔其砌御  
造立被<sub>二</sub>成置<sub>一</sub>御回向法要無<sub>二</sub>懈怠<sub>一</sub>相勤、御祥忌日御年回之節  
其外廉立候法儀執行仕候砌者、右御品相用讀經拜法務罷在、  
元和成年眞田伊<sub>三</sub>守様松代<sub>二</sub>に御轉城有<sub>レ</sub>之、其節常福寺住持  
含靈和尚松代<sub>二</sub>に御召連被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候旨之御沙汰ニ而、常福寺後  
住ハ含靈弟子靈恕<sub>二</sub>に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、松代<sub>二</sub>に御所替之上彼地におる  
寺テ一字御建立有<sub>レ</sub>之大英寺と號し、兼て御召連の含靈<sub>二</sub>に住職  
被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>大蓮院殿御尊牌一基、尙又同院<sub>二</sub>に茂別段其砌より御  
納ニ相成、常福寺の方ハ靈恕後住<sub>二</sub>にて、御寶塔御尊牌其儘御  
差置ニ御座候處、元和八戌十月仙石越前守様小諸より上田<sub>二</sub>  
御所替有<sub>レ</sub>之、元和九亥正月右御家より御先祖御位牌等御納  
之上、常福寺ハ一廉之院内ニ付、以來芳泉寺と相改候様被<sub>二</sub>仰  
付<sub>一</sub>、末院下之條村全稱庵を常福寺と相唱候様、是亦御違有  
<sub>レ</sub>之之全<sub>二</sub>く寺號相改候迄<sub>一</sub>にて、廢寺轉格等之儀<sub>二</sub>には無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候ニ

付、奉<sub>レ</sub>畏寺務連綿罷在聊御由緒等ニ相拘候御趣意に無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>之松代表よりも毎年御代拜有<sub>レ</sub>之、  
殊ニ御供養米御附被<sub>レ</sub>置、年々御仕送ニ相成不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>御由緒御座候院内ニ付、前顯申上候兩御品ハ御新  
葬以來連綿相用來候ニ相違無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候。右御品御納之節御書附等は相見へ不<sub>レ</sub>申候得共、前段之趣申

傳送御寶塔御尊骸以前之通<sup>ニ</sup>而、御由緒等變轉候儀更<sup>ニ</sup>無<sup>ニ</sup>御座<sup>ニ</sup>都而舊格を以て所置罷在候

右御尋<sup>ニ</sup>付以上書奉<sup>ニ</sup>申上<sup>ニ</sup>候 以上

未三月

御役所

芳泉寺

(原氏史料)

鐘樓靈屋松代に  
移さる

然し小縣郡年表に據れば、小松庵葬送の後、常福寺を下之條村全稱庵に移し、其跡地に皓月山大英寺を建て、明年二月廿四日靈屋創立、石塔婆の五輪を立て、同八年鐘樓を修理したが、此年松代へ所替となり、鐘樓共に松代へ轉移したとあり、常福寺の下之條移寺は、仙石氏入部以前になつて居る。今は芳泉寺口上書所載に従て置く。

芳泉の二字

明治二年芳泉寺より差出した取調書には、芳泉寺と書き替へたのは其年月は分らないとある、小縣郡年表には延寶二年仙石政俊を此寺に葬り、其法名を松翁院殿謙譽道休大居士と稱した所から、山號を松翁山と改め寶仙の字を芳泉に改め、仙石家紋永樂通寶を寺の徽號として、一万三千四百五十餘歩の地を寄附したとあるも、政俊埋葬の時に墓中に納めた誌石の銘文に、松翁山芳泉寺内に葬るとある仙石家譜所から考へると、政俊葬送當時既に松翁山芳泉寺と成つて居たものと思ふ。故に小縣郡年表に載する所首肯しがたい、想ふに小諸の寶仙寺を小縣上田諏訪部に移した時から、寶仙の字を芳泉の字に改めたものであらう。

上田門中觸頭

芳泉寺は上田門中觸頭として、唯一の寺であつたのは、天明八年十月淨土宗總本山大僧正實譽上人から、送られた觸頭掟書原與金吾氏史料に據つて明かである。此觸頭の掟書と同時に、末寺として芳泉寺が遵奉

すべき掟の條々があり、住持交代の定規、繪旨頂戴芳泉寺取調上申書に據ると開山勸譽上人に關する件、佛

事勤行等に關する規定等が本山から出されて居る。此掟書は芳泉寺を知るに好い資料であるから左に記載する。



掟

一公儀御法度ハ勿論元和以來御宗門に被<sub>レ</sub>下置<sub>二</sub>候御條目及御當山歷代之制條、平日相互申談嚴重可<sub>レ</sub>相守<sub>一</sub>事

一上田門中觸頭之儀從<sub>ニ</sub>古來<sub>一</sub>芳泉寺一ヶ寺定有<sub>レ</sub>之事候得者、彌總本山觸出其餘寺法申達之儀、於<sub>ニ</sub>芳泉寺<sub>一</sub>取斗觸下門中に可<sub>レ</sub>申達<sub>一</sub>候、勿論從觸頭申渡候儀は多分從<sub>ニ</sub>御當山<sub>一</sub>相達儀候間、聊不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>違背<sub>一</sub>事

但雖<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>頭對<sub>ニ</sub>門中<sub>一</sub>高舉自身理不盡之沙汰於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>曲事<sub>一</sub>勿論、不法義於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之者兼而從門中加<sub>ニ</sub>意見<sub>一</sub>不相用節は御當山に可<sub>レ</sub>訴出<sub>一</sub>事

一住持交代之儀御當山之指揮有<sub>レ</sub>之事定式候得共、遠境難<sub>ニ</sub>行届<sub>一</sub>候ニ付於<sub>ニ</sub>御領主<sub>一</sub>被<sub>ニ</sub>聞濟<sub>一</sub>候在來之事候併右交代之節繪旨頂載之年月並其節惣本山世代檀林掛<sub>クハシヤク</sub>錫宗脈相承之年月、當人譽號實名等相改觸頭以添簡早速可<sub>レ</sub>届出<sub>一</sub>事

但

繪旨相改住務申渡候事者惣本山定例候得共、遠境勞煩も有<sub>レ</sub>之事故、無<sub>レ</sub>餘儀ニ取斗事候得者、其段心得違有之間敷候。且例年年頭拜參等之儀は令<sub>ニ</sub>容赦<sub>一</sub>候、乍<sub>レ</sub>然、宗祖謝恩不<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>忘却<sub>一</sub>大師前拜參之儀常丹誠心懸可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之事

一惣而佛事勤行古來之宗風之通、日別禮誦稱名供養等無<sub>ニ</sub>懈怠<sub>一</sub>令<sub>ニ</sub>勤修<sub>一</sub>異風異体之儀無<sub>レ</sub>之様相守、宗門之光輝可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>策勵<sub>一</sub>事

右之條々末寺末庵至迄屹度申渡、嚴重相守永世不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>違犯<sub>一</sub>者也

天明八申年十月

惣本山五十九世

大僧正實譽 花押

朱印

右者雖レ爲ニ前來之御制條ニ今般被ニ仰出ニ候間、無ニ違背ニ屹度可レ被ニ相守ニ者也

役者、連印  
山役者、連印

信州上田

芳泉寺惣門中

(原氏所藏史料)

寺格昇進  
仙石家袈裟寄附

寛政六年寺格昇進して、本山から袈裟を贈られた。此事が仙石家に聞えたので、仙石家では祝意を表して袈裟を寄附した、其時の袈裟寄附狀を左に記して置く

一依ニ先祖菩提所ニ九條五條等に至迄、先年被レ令ニ寄附ニ置候處、今般寺格昇進自ニ本山ニ袈裟就頂戴、猶又五條等迄被レ令ニ寄附ニ候者也

寛政六申寅年

正月

仙石越前守内

波多昇之丞 印

仙石造酒助 印

岩田木内 印

弓削七郎兵衛

服部彌五兵衛

土岐半助

金澤四郎太夫

松代感應公參詣

文政七年松代侯感應公幸貫入部の途次、七月五日芳泉寺に立寄り、大蓮院の廟に參詣した。幸貫は白川樂翁公の次男で、松代眞田家に迎へられて養嗣子と成つたので、自ら孝道の範を垂るゝ爲めに、此行があつたのであらう。此時の様子は當時寺の世話掛をして居た、鹽尻村の原太左衛門が參詣の事濟んだ後、檀中の人に送つた同慶の書狀に述べてあるが、其れに據ると、此時は二百餘年以來の寺内の大混雜であつたが萬事滞なく濟んだ。立寄の人数はすべて八百五十人馬三十疋、松代侯始め本膳付の者百五十人、其外は境内松林之下に入り、其處で赤飯を振舞ひ、酒及び茶菓子も出した。松代侯は極めて機嫌よく、其外家臣の人々皆挨拶も丁寧で、寺門、本堂、方丈、庫裡、上段の間、床飾等諸普謂結構との稱美もあり、一人の廉忽人も出なかつた事は、特に御意に叶つた。此時芳泉寺へ大蓮院朝暮供養料として、毎年穀拾苞寄進し、又此度參詣に就て、自筆の楞嚴呪一卷を納められ、猶香料として白銀五枚を與へられた。

此時寺納の楞嚴呪は立派なもので、硝子の經筒に納められてあり、今猶同寺の寶物の一となつて居る。此當時の記録に、眞田伊豆守様御寺納の經筒は、寶經塔と申者候哉、高二尺斗にて台も蓮華笠も蓮華にて、右經文有之處は「ビイドロ」にて丸く、右經文上書透き見へ候由とあるから、餘程珍しい物として評判が高かつたと思はれる。問屋日記

金入袈裟着用許可  
安政五年此寺は觸頭の職を勤め、且大蓮院菩提所で、眞田伊豆守と格別の由緒がある所から、眞田家寄附の金入袈裟を、信州一國限り着用の事を本山から許可された。

## 證券

金襴衣着寺本用許可證券

一金襴衣之儀者從古來爲御宗門之規則檀林所其餘厚御由緒或拔群之勤功有之寺院は格別、不許此處聽着御宗制之所、其寺儀は後來觸頭職ニ被仰付置、別而眞田伊豆守殿格別之由緒ニ而、殊に大蓮

院殿爲<sub>二</sub>御菩提<sub>一</sub>金入袈裟御寄附有<sub>レ</sub>之<sub>二</sub>付、右御品着用仕御回願申上度出願之旨及<sub>二</sub>取調<sub>一</sub>候處、由緒柄相違無<sub>レ</sub>之候、依<sub>レ</sub>之遂<sub>二</sub>披露<sub>一</sub>之處、御宗制不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>儀<sub>二</sub>候得共、格別之以<sub>二</sub>思叶<sub>一</sub>願之通其國限り、飛紋金入袈裟、永世着用御免許之事<sub>二</sub>候。然上者彌以御宗法嚴重相守、門中取締專要可<sub>二</sub>相心得<sub>一</sub>候、勿論對<sub>二</sub>外門中<sub>一</sub>聊高舉ケ間敷儀無<sub>レ</sub>之様、如<sub>レ</sub>法謙讓寺務可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之者也

安政五年五月

山役者 連署

信州上田

芳泉寺眞譽

爲<sub>二</sub>後來龜鑑<sub>一</sub>加<sub>二</sub>印壓<sub>一</sub>事

總本山七十一主

大僧正 萬譽

花押  
朱印

(原氏史料)

仙石秀久の墓

境内史蹟

仙石秀久の墓

秀久は年六十四にて、慶長十九年五月江戸より小諸に歸る途中、六日の夜武州鴻ノ巢驛で病歿した。

依て該驛の天照山勝願寺に殯し、十一月八日勝願寺より小諸の松井山歡喜院(後寶仙寺と改稱した)に移し改葬した。勝願寺にも秀久の碑が建てられてあり、碑面には寶譽知見道大居士とあるが、知見の二字は、寶永成子の年追號したものと、勝願寺傳記に在る。此墓所は遺舎<sub>二</sub>依り秀久の分骨を埋つたのである寺傳。小諸寶仙寺より上田城外諏訪部芳泉寺に改葬せし故、圓覺院殿の墳墓は上田に在るのか眞廟である仙石家譜。其墓碑銘に

秀久の墓は芳泉寺に在るが眞廟なり

慶長十九甲寅龍集五月初六日卒

圓覺院寶興道樹大禪定門

仙石氏先祖荻原朝臣前越州秀久公？

仙石政俊之墓

仙石政俊之墓

秀久の墓碑と相並で、境内に在る。上田領主仙石家二代目の人。延寶二年七月二十四日卒去。法諡松翁院殿謙譽道休居士。寫眞左方秀久、右方石玉垣あるは政俊の墓。

小松姫の墓

小松姫之墓

小松姫の墓と稱し石塔が建てられてある所が三ヶ寺ある。

信州上田市の芳泉寺、上州沼田町の正覺寺、武州鴻ノ巣町の勝願寺である、其三ヶ所の墓の中で、之れが小松姫の墓であると明確に言ひ得る資格のあるのは、信心施主信之と刻記せる石塔の建てられて居る、上田市の芳泉寺境内の墓である。碑の惣高は一丈、其實篋院塔側の刻文は次の如くである。

正面即東面

上の段

一箇法塔雲上穿

匠人非作古今然

華藏世界無邊際

去此不遠西刹天

下の段



夫惟

大蓮院殿英譽皓月大姉者

本多前中務少輔

藤原朝臣忠勝御娘

眞田伊豆守

滋野朝臣信之妻女

左側面即南面

庚申二月廿四日俄然

命葉落赴茶毘出盛

禮次定譽天公拈香讚

揚令奉唱眞宗之奧旨

今又當一周忌辰一ヶ石

塔建立于良淨國無

後側面即西面

衰變一立古今□

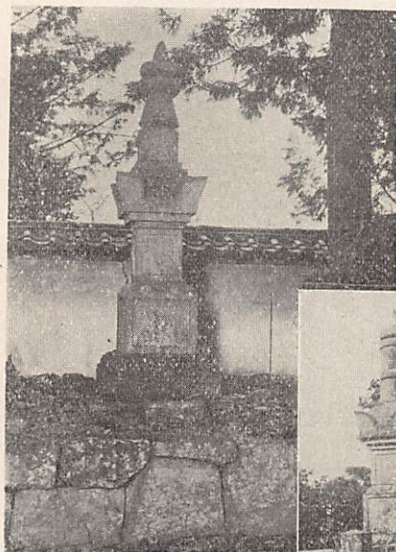
之風流也且□信之公

者殿最之達人也在

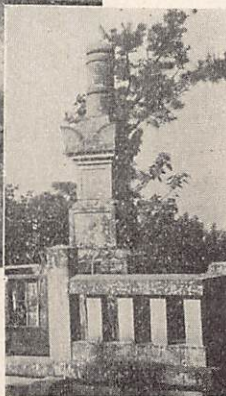
內藏數萬甲兵外

治強敵吞書四海

右側面即北面



沼田の大蓮院墓



沼田正覺寺の碑

一句握宇宙掌威離

別情難拂慙愧爲

吐

元和辛丙二月廿四日

信心施主信之謹白

鴻ノ巢勝願寺の

鴻ノ巢勝願寺にも同型の石塔あり、其側面に左の刻文がある。

(勝願寺史料)

正面

一箇法塔雲上穿

匠人非作古今然

華藏世界無邊際

去此不遠西刹天

大蓮院殿英譽皓月大姉者春

花面目胸襟涼月庚申二月

二十四日俄然命葉落赴茶毘

之盛禮次定譽天公拈香讚

揚令唱眞宗之奧旨心

無他想十念相續即今端的

左側面

知不識天高不覆盡焉今又

當一周忌辰一箇石塔建立

乎良淨國無表變一立古今

然華藏世界之風流也此淨

刹到者鶯幡調達不改殺逆

三從五障不脫垢殼當位

卽妙不改本位當々位々

卽是佛果矣

施主 松姬敬白

元和七辛丙年二月廿四日

右側面

本田中務卿娘眞田伊豆守

滋野朝臣信之公妻女也

此石塔は眞田信之の女松姫見榭院と稱すが、小松姫の一周忌に、其分骨を葬つた墓所に建てたものである。勝願寺に分骨を送つたのは、小松姫生前此寺の僧普山に歸依し、淨土宗を信仰し師弟の約あり。葬送の時導師となつた、深い縁故があつたからである。

沼田正覺寺の碑

沼田町正覺寺にも、同型の石塔が建てられてあり、其傍に大蓮院殿の靈屋がある。上田芳泉寺の寺傳に據れば、正覺寺へも分骨したといふ。沼田城主眞田信吉の生母であるから、分骨の墓も出来、石塔も建立された事は至當の事と考へられる。正覺寺の寶篋院塔には其碑面に前二者のやうな刻文は無い。

以上記した三ヶ所の墓所、何れも小松姫の墓ではあるが、勝願寺と正覺寺とにある墓は、分骨埋葬の墓で芳泉寺に在るのが本の墓である。

芳泉寺の墓眞廟  
なり

市内中之條の阿彌陀堂は此寺の支配である。



淨土眞宗

向源寺

向源寺 上田市常盤城に在り

寺寶信玄の制札

東本願寺派。本尊阿彌陀如來。寺傳に池田采女といふ者佛門に入り淨空と號し、四條天皇仁治二年小縣郡上田原村に阿彌陀堂を建立して開基となつた。永祿九年閏八月武田信玄此寺中に陣營を執るべからざる一札を下して保護を加へたことがある。寺寶として其朱印を藏して居る。

向後於ニ當寺中ニ不可レ執レ陣若有下背ニ此旨輩上者可レ被レ言ニ上子細之趣ニ被レ仰出ニ候者也仍如件

永祿九年

閏八月十四日

信玄龍丸朱印

三枝宗四郎

奉之

向源寺

寶永年中今の地に移轉した。寶永指出帳所載寺領五百文。宗派はもと西本願寺派であつたが、享保元年東本願寺派に轉じた。此西より東に飛んだ時に、寺の旦那西本願寺派として残つて居たもの十四人は更級郡鹽崎村の康樂寺の旦那となつた。寺域東西二十二間三尺南北三十六間一尺餘。面積三反二畝廿二步。

正榮寺

正榮寺

向源寺塔中東本願寺本派。寺傳に甲斐の將横田備中守の二男孫九郎眞宗に歸依し、僧となり正蓮と稱し、天文十七年六月開基創立したといふ。寛永年間向源寺今の地に移りし時其塔中と成つた。明治九年獨立して東本願寺末と成り、明治十四年三月向源寺と寺域を協定した。

源興寺

源興寺 東本願寺派

向源寺塔中で、寶曆九年七月に、長野東町眞宗開光寺の住職海野惠明の二男惠運、向源寺に來て寺務を補けて居たが、後向源寺の境内に一字を建立したものである。明治九年獨立東本願寺末となり、同十四年三月向源寺と境内を協議確立したが、同四十三年二月十五日北佐久郡小諸町六供の託應寺に合併した。

託應寺は此時應興寺と寺號を改稱した。

正榮寺には秀勝狀十月十七日、信俊外一人狀、の古文書を所藏す。

### 淨樂寺

淨樂寺 上田市下房山に在る

淨土眞宗西本願寺末寺。本尊は阿彌陀如來。

文曆元年釋西佛、小縣郡海野白鳥ノ庄ニ道場を建て、之を淨救に附す、其長子淨樂、曆應元年更級郡鹽崎の角間村に一寺を建立した。後其寺號を淨樂寺と稱した。延寶五年十四世峯專小縣郡房山の地に移し、鹽崎康樂寺の掛所掛所とは錫杖を掛けて滯留する所といふ意でと稱した。之が此寺の創である（寺傳）。明治九年本山に於て宗規綱領施行に依り、同十年八月獨立して淨樂寺と稱するに至つた。寺域東西十八間南北十五間一尺餘、面積九畝四歩。此寺の大門の明いたのは鹽崎康樂寺から、房山村庄屋忠助に出した覺書に據ると、元祿十六年十月である。（查掛史料）

### 願行寺

願行寺 上田市大門町に在る

願行寺は初め御厩の地に在り

松代願行寺世系記傳に據れば、開祖松譽上人岌香海野郷に住し、海野氏の爲めに一寺を開創し、功德山廣大院願行寺と稱へた。後眞田氏上田の地に移した。上田願行寺の所有地海野に在るは其寺跡の地なり。天正十五年眞田昌幸、崇蓮社九阿一峰炭譽上人を請じて願行寺住持とした。今願行寺に藏する願行寺後坊主可然知識を求めて住させしむべき旨の昌幸の下知狀は、此上人を迎へる時の下知であらう。松代願行寺世系記傳願行寺文書。此文書に依て眞田氏が、願行寺を重視した事が察せられる。願行寺は初め後の御厩の地に在りしが願行寺世系記傳、元和七年

焼失したので願行寺縁起今の横町に地を與へて、寺の屋敷替をし願行寺文書其他に堂宇を建立した願行寺縁起が、元和八年眞田氏松代に轉じ、其他に願行寺を建て、當寺は道山和尚及譽をして留りて維持せしめた。(松代願行寺由緒書には、道山を松代に伴ひ行きて、松代願行寺の住持としたとあるも、今は上田町誌に従ふこととした。)

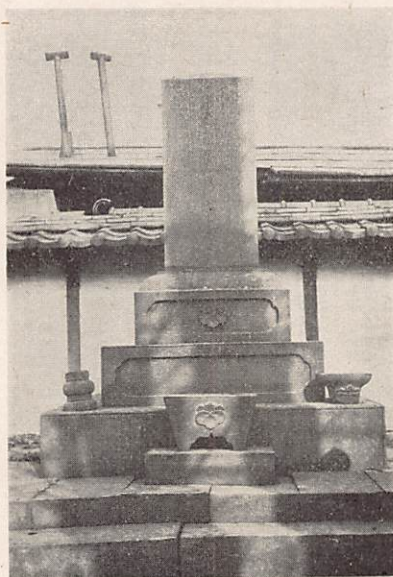
元文の頃迄釣鐘が無く、二年九月上田領分内勸化及、四十八夜興行に依り、資金を得て鐘鑄造の事を藩に出願した。

本尊は阿彌陀如來。淨土宗京都智恩院末。寺域東西四十七間南北廿九間三尺餘。面積四反六畝八步。境内に閻魔堂及觀音堂である。

此寺は遊行上人通過等の際は、其宿坊となりし事多く、其時には寺の修覆は藩費を以てした。又元文五年、寛政十年、善光寺如來の開帳を、此寺で執行した事もある。

藩主松平氏の菩提寺で、境内には賢明院殿忠濟の嗣子忠英二十一才歿の墓、大彰院殿忠清髮齒の家、大圓院殿忠固髮齒の家がある。

延享三年十二月、境内に通性院忠周の子 鐵次郎、光清院忠愛の子 千之助の墓所がある由緒に依り、正月の御年頭には獨禮を許された。安政六年三月時の藩主忠固祖先追善の爲、本寺に金襴の衣を寄附した。



大圓院髮齒之家

妙光寺

第四節 法華宗

妙光寺 上田市原町に在る

延享二年十二月妙光寺より、身延山久遠寺への届出には

一 境内東西二十六間 南北二十一間

身延山末 信州小縣郡上田

修禪山 妙光寺

一 法泉院日雲大徳天正九年辛巳年卒開基より今年迄百六十五年ニ罷成候

一 山號寺號は寛永七庚午年武州碑文谷法華寺十一世日進聖人開基に御座候。今年迄百十六年ニ罷成候。

碑文谷末ニ御座候處御禁制ニ依り、元祿十二年三月十九日三世日義の代、身延山末寺に罷成候

右之通相違無御座候 以上

延享二丑年閏十二月

妙光寺四世

中西院 日成印

本山久遠寺御役僧中

此届け出に據ると、開基の年代は天正年間に在る、其後寛永七年日進聖人が入寺して、修禪山妙光寺と稱した。日蓮宗中の不受不施派に屬して居たが、其派は寛文年間再び嚴禁された故、元祿十二年日義の時、身延山久遠寺の末寺となつたのである。寺の由緒書に仙石氏小諸より上田に轉封の後、居城の丑寅に當れる寺であつたので、鬼門除の爲めに寺堂を再建して、日進聖人を住持とした、故に此時を當時の中興とするとある。

享保十五年の上田町大火の時、類焼の厄に遇ひ、同十七年寺隣の明屋敷の内、表口四間裏行廿五間の地

を藩公から寄附された。

### 辨財天

本堂、辨財天井に庫裡佛具等残らず焼失し、他力に頼て漸く本堂など造立したが、其後寺勢漸く衰へ寶曆十一年の頃には、寺堂の大修覆を要する有様に成つた。けれども此寺は町にも在分にも、檀家と云ふもの殆ど無く、寺中飯米にも究する有様で、到底自分の力では寺堂の修覆など不可能であるから、上田領内村々を托鉢廻をして、僅づゝの奉加なりともして、修覆したいと奉行所へ出願した程であつた。寶曆十一年奉願候口上書

此寺持の辨財天は、仙石忠政が日頃信仰して居た、安藝嚴島の辨財天の分靈を、上田入部の際上田に奉じ來つたものと傳へられる。

元祿十一年仙石氏の家臣、柴田與左衛門の宅地を妙光寺に加へ、其處に勸請した。同年四月晦日に町奉行より

辨財天參詣の儀惣町中にて男女月に一兩度づゝ罷越すやう可仕候、ちもち女手寄く才覺可仕様被仰付候事

と町中へ觸れ達した(原町問屋日記)其後屢參詣の事が日記に見えて居る所から察すると、仙石氏の信仰篤かつたのが知られる。

### 本陽寺

本陽寺 上田市宇鍛冶町に在る

甲州身延山日蓮宗久遠寺末。本尊釋迦如來。もと北佐久郡小諸町に在り、文祿五年仙石秀久其嫡室野々村氏法名本陽院殿繁室の冥福を祈る爲めに、一字を創建し本陽寺と號した(仙石家譜墓碑)元和八年仙石忠政上田に轉する時、從つて今の地に移つた。元來悲田派武州碑文谷法花寺の觸下であつたが、此派は寛永寛文再度制禁されたので、改めて久遠寺の派に歸した。此時本山より日述上人をして此に入寺させた。依て日述を以て本寺の中興開山とする。寺院明細帳。正徳四年本山久遠寺の直末證明を次に記す。

一妙榮山本陽寺儀當山直末ニ紛れ無<sub>レ</sub>御座候、尤御法度之切支丹宗門にて無<sub>レ</sub>御座候爲後日仍而判形如件

正徳四甲午年九月廿八日

甲州身延山久遠寺

判 考僧中 當番中



仙石忠俊の墓

松平伊賀守様

寺社御衆御中

(原町問屋日記)

寺域東西四十間南北三十一間二尺餘。面積四反一畝廿六步。境内に鬼子母神 出産幼兒養育の神として 法華宗にて崇敬する神

三十番神 法華守護の三十神で毎日社がある。

墓所には春光院殿梅心日香大居士 仙石忠俊の墓 忠俊の墓は太郎山麓の地に在つたが、仙石氏出石轉封に就き寶永三年四月二十四日山麓の廟所から本寺に改葬した。榮昌院殿女忠昭の室の墓がある。

市中爲めに賑ふ有様である。十羅堂は頽破後再建の事困難で十羅刹尼は鬼子母神堂に安置してある。

光照院

光照院は上田町海野町裏に在り、松平家の牌所であつた。

安政六年十二月五日、此寺より藩に提出した願口上書は、其由緒待遇等を知る資料であるから次に記載する。

口上書

拙寺儀者於三円州龜山一善徳院(忠晴)様厚被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在<sub>三</sub>思召<sub>一</sub>光照院(信吉)様爲<sub>二</sub>御菩提<sub>一</sub>之御建立被<sub>二</sub>成下置<sub>一</sub>并御墨附頂戴仕候其後勸良院(忠愛)様御代享保十七子年勸喜院(忠周)様并光壽院(忠周繼室忠愛實母)爲<sub>二</sub>御菩提之永代御供養米一百石之御判物<sub>一</sub>御改被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候、其後大信院(忠學)様御代迄無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>頂戴仕罷在候之處、大圓院(忠固)様御代天保六末年より御時節柄ニ付、右之御判物之内へ新上納被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、其御面扶持猶又御家中並上納等被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、當節ニ至其難澁仕、尊靈様方へ御供養等も乍<sub>二</sub>恐心底に任兼<sub>一</sub>、甚痛心仕候。猶又此度大圓院様厚被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>在<sub>三</sub>思召<sub>一</sub>御齒髮御當地へ被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>遊<sub>一</sub>御埋葬<sub>一</sub>候得者、何卒大圓院様爲<sub>二</sub>御菩提之永代御供養米<sub>一</sub>先規之通上納向被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>下御免<sub>一</sub>候様偏ニ奉願候。以上

未十二月

光照院

之れに就ては、願之通に不<sub>二</sub>承届相成<sub>一</sub>、四十石之所十石上納申付三十石被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候様相成候事と申渡された。

此寺は文政六年出火焼失し、松平家の位牌等は一時横町の願行寺に持運び、後願行寺持の横町貞松院へ移し、願行寺に於て守護すべきを命ぜられた。翌七年八月再建築成り、位牌は元に歸還に成つた。

貞松院は横町蛭澤川に近く西側に在つた。貞松院が願行寺の念佛堂であつた事は、寛保三年三月廿四日宗門帳記載願行寺長屋の件に就き、願行寺及貞松院より願出た願書に據て判明する。猶此兩者の關係は左記の出願書に依て知ることが出来る。

於横町貞松院說法九日迄奉願候得共來十三日迄日延爲仕申度由貞松院奉願候ニ付被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下度奉<sub>レ</sub>願候

四月八日(寛保四年)

横町願行寺

御奉行様

## 照月庵

## 照月庵

上田町横町西側に在つた小庵である、縁起由緒は不詳、此寺は明和四年七月に

## 奉願口上書

拙僧庵大破ニ付建直し度多年心懸罷在候所難レ及ニ自力ニ依レ之此度以ニ御影ヲ一御領分村々爲ニ勸化ニ托  
鉢仕申度奉存候、被レ爲ニ仰付ニ被レ下候様奉願候 以上

と云ふ願出を、海野町問屋奥書の上、差出したが「照月庵願此類之儀御沙汰相成候得者、御領分大分事  
多故被ニ仰付ニ候儀難レ成田被ニ仰聞ニ候。自分にて廻り候儀ハ勝手次第ニ被レ仰候」とて却下された處を見  
ても、あまり信仰の無い小庵であつたと察せられる。

## 高野山蓮華定院と上田

## 蓮華定院と上田町

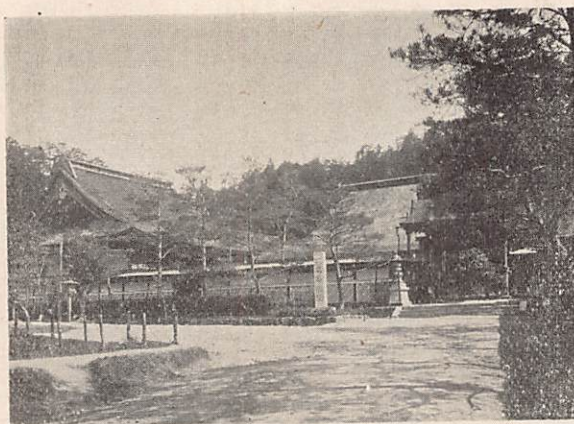
高野山蓮華定院と海野眞田二氏との關係は、古文書の徵據に依れば、大永年間海野棟綱は宿坊約定書  
を蓮花定院に出して居り、天正八年に眞田昌幸が、蓮華定院に宛て、宿坊約定書を出して居るより見れ  
ば、當時既に深い關係を有して居たことが判知る。

以上の如き關係ありしかば、慶長五年關ヶ原戰役、眞田昌幸幸村父子高野に蟄居を命ぜられし時、蓮花  
定院の世話に成つた事が多かつたのである。慶長十五年十一月十二日附で小山田壹岐守宛に出した昌幸  
の書狀中に、此度本多忠勝が卒去した故、伊豆守信之に弔の詞を申述べるために、蓮花定院が山を下つ  
て上田に赴かれるが、我等は蓮花定院の寺を借りて、十ヶ年餘も世話に成て居る事であるから、蓮花定  
院が上田に着かれた際は、其方別してよく懇切に取扱ひくれるやう、其爲に態々飛脚を蓮花定院に添へ  
て遣はすとあるが其證である。昌幸高野九度山に卒去せし後其墓は善名稱院に築いたが、幸村は父の遺  
物をば蓮花定院に納め、今猶其兜などは同院の重寶と成つて居り、昌幸の牌所とも成つて居る。

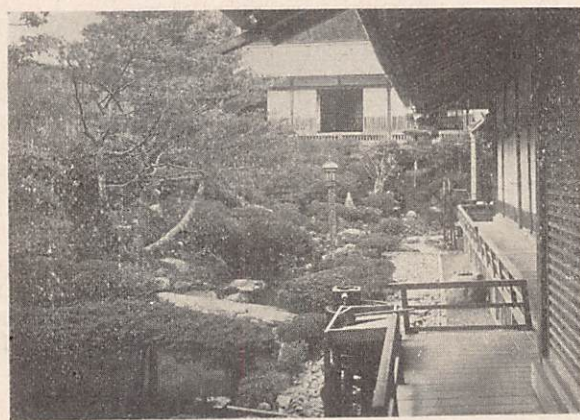
上述の如き關係縁由ありしかば、眞由伊豆守信之上田領の際も、蓮花定院に對しては以前の間係待遇等



を變ずる事は無く又、河中島移封の後も自分領内の者は、高野山上に於ては前々の如く、蓮花定院を宿坊とする旨の約定書を、寛永十六年九月五日に出して居る程である。此の如くなりしかば、信之松代に移り、



蓮花定院門



古來のりよ坪庭

上田へは仙石氏入部せし後に至ても、蓮花定院よりは舊縁に由り、上田町へは使僧を遣はし、高野山御札等を配つた。今兩間屋日記中より此事に關する條を摘記する。

寛文六年九月七日

一、高野山蓮花定院よりの使僧、町内不<sub>レ</sub>殘御札入被申候。但案内の者肝煎小右衛門指添候(原町問屋日記)

貞享四年六月十七日

一、高野山蓮花定院より使僧兩人町中へ札入候事肝煎指添申候初穂二百文遣し申候

寶永七年三月廿四日

一、蓮花定院五年に一度づゝ檀那廻りに參候由

高野山一心院谷蓮花定院使僧

快心房智禪房

町中へ御札甚助配り御初穂取集横町宗畔寺へ遣候

此日記に依て蓮花定院は、五年に一度宛使僧を上田へ派

遣した事が知れ、又其使僧は同じ眞言宗の宗畔寺が、昔

からの宿寺であつたことも知れる。

元文元年五月十日

高野山蓮華院御使僧横町宗畔寺へ御出町旦那廻り、手前へ墨一挺扇子御札年寄中へも同斷、依<sub>レ</sub>之間

屋年寄中百文ヅ、合六百文原町柳町田町御初穂九百文合計百五十疋遣申候

延享二年六月十一日

高野山蓮花定院使僧兩人被<sub>レ</sub>參海野町横町御札百札扇子百本受取置申候、手前へ木御札墨一挺扇子二本

持參候、初穂二十疋進し申候町内八百二十六文札不<sub>レ</sub>殘納る

(海門)

一高野山蓮花定院次日繼日披露ニ被<sub>レ</sub>參前々通り御札持參百五十枚素一包づゝ受取町中に配當初尾取

集め自分二十疋相添遣申候



眞田昌幸の牌位

云々の記事あれば、院主代替りの際には繼目の披露に院主態々此上田を來訪した事あるが知れる。

(海野町問屋日記)

此以後日記載するを見ないから、此事無く成つたのであらう。昭和七年に上田市に執行された上田築城三百五十年祭の折、蓮花定院主が參列したり、又史料の展覽會に同院所藏の眞田氏關係の寺寶を、悉く出陳されたのも、昔から深い縁故があつたからであつたのである。

### 第三章 社寺の勸化及社寺に關する

#### 制令注意

御免勸化

#### 第一節 社寺の藩御免勸化

社寺の修理等に就て、上田藩の許可を得て領分内の志有る者の奉加を求めた事で、上田町分のものゝ記し、序に上田領分内の寺社で、此事ありしものを述べて、諸人信仰の様子を窺ふ資料に供する。

原町妙光寺

原町妙光寺

寶曆十一年正月妙光寺は、次の如き願口上書を藩に差出して、堂舎を修覆をせんことを請ふた。

奉願候口上書

當寺之儀先年類焼之節、本堂辨才天井庫裏佛具等不<sub>レ</sub>殘燒失仕、以<sub>ニ</sub>他力<sub>ニ</sub>造立仕候處、此節に及び大損候得共、世柄あしく候へば修覆仕度奉<sub>レ</sub>存候へども、町在且中一切無<sub>レ</sub>之、當時飯料迄難儀仕候。依<sub>レ</sub>之御領分村々托鉢に相廻り、尤一錢半錢之志にて奉加仕、何卒修覆仕度奉<sub>レ</sub>願候。此節より秋中迄廻村

奉願候間、被仰付被下度奉願候以上

巳正月

御奉行様

原町 妙 光 寺

妙光寺檀家殆ど無し

此願書にて妙光寺は檀家といふもの、殆んど無かつたことが知れる。

安永三年二月領分内志次第の奉加に頼り、零落せし本尊を再建せんと左の願書を提出した。

奉願口上書

當寺本尊零落仕并諸尊も無御座候間、何卒建立本尊再興仕度念願に御座候得共、且中等僅にして、朝暮に難儀仕候へば、自力難相叶多年願望御座候間、御領分在町志次第奉加相勸め、他力を以て成就仕度奉願候。依之御領分中巡行奉加御免被成下候はゞ、難有仕合奉存候以上

午二月

原町 妙 光 寺

嘉永四年辨才天本堂破損ニ付、奉加寄附の他力を以て修復せんと、領内町在一統の巡行を乞ひて許された。其時の奉願口上書には辨才天の由來を述べて居り参考となる。

奉願口上書

當寺辨才天、仙石様御代御城内より當寺に御移し被遊、當御代に至り社地其外早々御寄附、并町在男女月々參詣被仰付候儀御座候處、一体貧寺にて其上檀家も少く、移覆不行届及大破候ニ付、既に安永三年御領分町在勸化御免被成下修復仕候處、其後追々處々破損候へども、崩れなりに罷成此節本堂其他零落仕候得共、修復不及自力心痛罷在候、此上は他力を以て修復仕度奉存候間、安永度之通り日數九十日間、御領分巡行勸化御免被仰付被下候様奉願上候。右願之通被仰付被下置候はゞ、難有仕合奉存候以上

亥九月

原町 妙 光 寺

安政四年五月、原町妙光寺にて境内辨才天堂大に破朽し、殆んど再建同様の大修理を施す必要ありしかば、左の領分内町在の外、家中まで勸化巡行の事を出願。五月二十五日開届けられた。

奉願口上書

辨財天

拙寺境内辨才天至極ニ零落に至り、再建同様に付奉ニ願上ニ候處、御上様にも御寄附被ニ成下ニ、并御領分勸化巡行御免被ニ成下ニ重々難有奉存候。就而は御時節柄恐入候得共、御家中巡行御免被ニ成下置ニ御志御寄附受申度奉ニ願候。右願之通御聞濟被ニ成下ニ候はゞ難有奉ニ存候以上

己閏五月

原町 妙 光 寺

照月庵

照 月 庵 横町

昭和四年七月庵大破ニ付、領分内村々勸化に依り、再建築せんことを願出づ。

奉願口上書

拙僧庵大破ニ付建直度、多年心懸罷在候所、難及ニ自力ニ依之此度以御影ヲ御領分村々爲ニ勸化ニ托鉢仕申度奉ニ存候、被ニ爲ニ仰付ニ被ニ下候様奉願候以上

奉 行 宛

横町 照 月 庵

(海野町問屋日記)

此時には此類の願許可すれば、領分内大分事多き故とて、許可とならなかつた。

貞松院

貞 松 院 横町

天明七年四月此院に於て行ひ來りし、常念佛近來中絶し居りしを、此度再び興すことニ成つたが、寺堂甚しく零落し、修復も致底自力ニ及び難き故、領分中一統家別に志次第の勸化の免許を請ふて許可され

た。

序に領分内のものを記す。

信濃國分寺

國分寺

延享三年十月國分寺塔破損ニ付、御家中町在勸化を出願して許可となり、町奉行より其旨町分に達し、國分寺は町内を廻り勸化した。

安永五年八月 領分内勸化十月より極月迄差許さる。翌六年九月此追勸化も許可された。  
文化七月十二月境内三重塔大破ニ至りしも、修覆は自力に及び難き故、御免勸化に依て修覆せん事を乞ふて許された。藩にては右に就き、志次第應分の寄附いたすやう觸れ達した。

國分寺村

國分寺

三重塔修覆

右境内三重塔大破ニ相成候處、修覆難及自力之來末年二月中旬より日數九十日間、御家中并御領分町在共家別勸化願之通御免被ニ成下候間、物之多少ニよらず志次第寄附候様、町中一統へ可被ニ相觸ニ候事

午十二月

文久二年二月國分寺本堂修理ニ付、九十日間領分内勸化巡行の事を出願した。藩之を許し町在多少ニ拘らず寄進するやう觸れ達した。

國分寺村

國分寺

本堂建築

右本堂大破ニ付、御領分勸化相願御聞濟ニ付、來る三月二十日より六月廿二日迄九十日の間廻行候間、物之多少ニ不<sub>レ</sub>拘寄進可<sub>レ</sub>致候様、町内一同に例之連可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>相觸<sub>ニ</sub>候

戌二月

高仙寺

小泉高仙寺

高仙寺  
大日堂普請

寛政九年四月小泉村高仙寺の大日堂、大破ニ付普請の爲め、領分内の巡村勸化の許を乞ひて許された。

小泉村 高 仙 寺

右持大日堂及大破候處、普請難<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>自力<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>相成<sub>ニ</sub>御領分巡村勸化仕度段、先達相願候處願之通被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候、尤二月中旬より日數九十日間巡行勸化可<sub>レ</sub>仕旨、尤領分之外相廻り不<sub>レ</sub>申、先々に於て物之多少志次第勸化物取集め、押て勸化仕間敷、九十日の外餘分に相廻らず、都而紛敷儀仕間敷旨被<sub>ニ</sub>申渡<sub>ニ</sub>二月十七日より巡村相始め申候以上

安樂寺

別所安樂寺

八角四重塔修理

別所安樂寺境内の塔、軒端垂木など朽ち腐れて捨置き難く成つたので、領分内の勸化にて、修覆せんことを願ひ出て許可された。此は文政十一年七月のことで、上田町内一統にも應分の寄附致すべく達せられた。

鹽田組別所村 安 樂 寺

右寺山内塔軒端垂木等朽腐難捨置候ニ付、修覆仕度候へども自力に難及候ニ付、御領分勸化願ひ出、願之通被<sub>ニ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候。依<sub>レ</sub>之來る八月五日より日數九十日の内巡村致候、尤紛敷處無<sub>レ</sub>之押而勸化致間敷申付置候間、志之輩は物の多少によらず、勸物差出可<sub>レ</sub>申候旨、町内一統に例之通可<sub>ニ</sub>申聞<sub>ニ</sub>候  
七月二十四日

此時には上田町惣町で金壹兩寄附をした。(海野町問屋日記)

眞田白山寺

眞田白山寺  
護摩道場建立

文政六年正月眞田村の白山寺に於て、護摩堂を建立し、兼て客殿庫裡等甚しく零落せし故、其修覆のこ  
と自力の能する所に非ざるを以て、客殿に於て永代護摩月並修行を爲し、祈禱の札を毎年春秋兩度宛、  
御領分在町に配り、其收入を以て護摩道場を建設したり、其外の修覆も致したいと願ひ出て許可され、

社寺古蹟 第二篇 社寺の藩御免勸化

藩よりは町在一統へ、志の輩は物の多少に拘らず寄進するやう申觸れた。

洗馬組眞田村 白山寺

右護摩道場建立并客殿庫裡零落之場所、修覆の儀自力に及難きニ付、於ニ客殿永代護摩月並修行致、祈禱之札毎年春秋兩度宛御領分在町配札致し、右助成を以て護摩道場建設并其外修覆等致度、願之通被ニ仰付ニ候。依レ之志之輩物の多少に拘らず、勸物差出可レ申候

右之通町中一統に相觸可レ申様可レ被レ致候 以上

正月廿日

文政十二年二月白山寺では本地堂、其外の建物大破ニ付、御免勸化の助成を以て、修覆せんことを出願し許可と成り、藩より各町在村に向て、應分の寄附を爲すべきを通達した。

洗馬組眞田村 白山寺

右寺本地堂其外及大破候處、修覆難及自力ニ付、御領分勸化致度段願之通御免被ニ仰付ニ候。依レ之來ル三月五日より日數九十日間、可レ致ニ巡行ニ候。志之輩は物の多少によらず勸物可ニ差出ニ候

丑年四月

嘉永四年四月洗馬組眞田村白山寺客殿の屋根葺替の必要あり、領分内勸化を藩に乞ふた。藩此を聞き左の如く達示した。

眞田村 白山寺

右客殿屋根葺替難及自力ニ付、御領分勸化被レ成ニ下御免ニ候。依來ル二十六日より日數九十日間、巡行可レ致候間、物の多少に依らず可レ致ニ寄進ニ候

亥四月



浦野組當郷大法寺、其境内なる三重塔零落致、修覆難<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>自力<sub>一</sub>御領分一統勸化之儀願出づ。則願之  
通被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>來る三月朔日より日數九十日間可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>巡行<sub>一</sub>候。勿論押て不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>勸化<sub>一</sub>旨申付置候間、  
志之輩は不<sub>レ</sub>寄<sub>ニ</sub>物之多少<sub>一</sub>勸物可<sub>ニ</sub>差出<sub>一</sub>候事

右之通町中一統に相觸可申候事

天保三辰年二月

前山寺

東前山前山寺

三重塔

鹽田組東前山村前山寺、山内の三重塔大破ニ及び、修覆の必要に迫りしも、寺の力のみにては到底成り  
難きを以て、領分内勸化の許可を乞ひ、其助成に依て修理せんことを願て許可と成り、藩より領分内ニ  
向て、物の多少に拘らず寄進すべき旨觸れ達する所があつた。時は嘉永五年で勸化巡村の日數は正月廿  
日より三月二十日迄九十日間と限定された。

眞田白山社

四阿山里宮再建

寶曆十一年四月眞田村四阿山里宮大破損となりしに付。領分内一統の勸化に依り、再建を願出で許可さ  
れ、領内一般に志次第寄附すべきを達した。此時海野町では原町と相談の上、兩町分三貫文の寄附をし  
た。  
(海野町問屋日記)

眞田四阿山神社

安永八年八月眞田四阿山本社東の宮破壊ニ付、造立の爲めに其助成として、領分内勸化を出願して許可  
となり、町奉行より左の如く達した。

四阿山御師洗馬組眞田村齋宮

本社東ノ宮再造  
立

右四阿山本社東宮破壊致候ニ付、造立爲<sub>ニ</sub>助成<sub>一</sub>御家中並<sub>ニ</sub>御領分中勸化願之通御免被<sub>ニ</sub>成下<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>之當九  
月より十一月迄之内致巡行候。右之趣町組町方へ先格之通<sub>ニ</sub>可相觸<sub>一</sub>候事

亥八月

花童子宮

文化十四年一月四阿山花童子宮、大破ニ及びし故、領分内勸化の力に依て修覆せん事を願ひ、日數九十日間の巡村勸化を許された。

洗馬組眞田村御師 松尾齋宮

右之者四阿山花童子宮及ニ大破ニ修覆難レ及ニ自力ニ御領分勸化之儀願之通被ニ仰付ニ候ニ依り、來る六月朔日より日數九十日の間巡村致候。紛敷義無レ之押て勸化致間敷旨、申付置候間、志之輩は物の多少に拘らず、勸物可ニ差出ニ候事

右之赴御觸ニ候間町中一統例之通可レ被ニ相觸ニ候

五月十一日

四阿本社東の宮  
再建

天保四年二月四阿山本社東之宮、大破に及び再建の必要に迫られたるも、自力を以ては致底遂行し難きを以て、領分内在町の有志者の寄附に依り、再建せんことを請ふて、日數九十日の間勸化の事聽許された。

四阿山御師洗馬組眞田村

松尾齋宮

右四阿山本社東之宮及大破候處、再建の儀自力に及び難候に付、在町勸化致度旨願書承届候。依レ之來る七月上旬より日數九十日相廻り候間、志次第可レ致ニ寄進ニ候

右之趣町中一統に可ニ相觸ニ候事

四阿山西の宮再建

安政四年二月四阿山西ノ宮再建ニ付、領分内有志勸化巡村の儀願出許可となり、應分の寄附致すやう領内町在に觸れ達した。

四阿山 西ノ宮

右大破ニ付再建爲ニ助成ニ、同處御師眞田村松尾河内儀爲ニ勸化ニ來ル三月廿日より九十日の間、巡行可

レ致候間、信仰の輩多少に拘らず寄進可レ致候  
右御觸之趣町中一統に可レ被レ相觸レ候 以上

己二月

(以上原町問屋日記)

常田大宮  
天明五年十月、常田大宮社に在りし神具、先年燒失後再度の具備自力に及び難きを以て、助成として領分勸化の許可を乞ふて許された。

常田村大宮神主 川上 對馬

右社ニ有來候神具、先年燒失已後再興自力ニ難ニ相叶レ候ニ付、爲ニ助成ニ來る十一月より來午年正月迄三ヶ月之間、御領分中勸化巡行御免被ニ成下レ候ニ付、巡行可レ致候間、勸物志次第不レ依ニ多少ニ勸化可レ致候

十月

右之趣町中へ可ニ申聞レ候

下之郷神社

下之郷  
諏訪神社

下之郷神宮寺社僧、神主大祝等より、文政十三年正月諏訪明神社及末社の大破修復の爲め、御免勸化を出願して許可された。

鹽田組下之郷

社僧 神宮 寺

神主 工藤 近江

大祝 工藤 齋宮

右諏訪明神其外末社共及大破候處、修復自力ニ及び難く候ニ付、勸化致度段、願之通御免被ニ仰付レ候依レ之來る二月初日より日數九十日の間可レ致ニ巡行レ候。志之輩は物の多少によらず勸物可ニ差出レ候

寅正月

右之趣御觸ニ候間町中一統に例之通可被ニ相觸ニ候。

此時には兩町にて金一兩寄進。

安政五年二月洗馬組眞田村石船明神の本社殿大破損に及び、再建に付其助成として領分内勸化巡行の許可を得、藩より在町一統應分の寄進いたすべき旨申、觸るゝ所があつた。

眞田村 石船明神

右本殿大破ニ付、再建爲ニ助成ニ神主駿河、御領分内勸化之義相願候ニ付、當二月十六日より日數九十日間、御領分巡行いたし候間、物の多少に依らず志次第寄進可致候

午二月

鹽崎康樂寺

延享三年十月、河中島分知鹽崎村康樂寺の本堂を再建に付、御家中をはじめ、町在領分内一統に勸化の事聞届け、此事を觸れ達し應分の志を出さしめた。

天保十二年六月上田藩分地なる鹽崎村の康樂寺の本堂修理の必要あり、自力にては到底致し難きに付、上田領分内に勸化を募り、其助成に依て修覆の事を果さんと慾し、勸化許可を出願した。

御分地鹽崎村 康樂寺

右本堂修覆自力ニ及び難ニ付、御領分一統勸化之儀願出。則願之通被ニ仰付、依之來る五日より日數九十日之間巡行可致候。押而勸化致間敷候旨申付置候間、志之輩は物の多少に不寄勸物可差出候事

六月四日

## 第二節 社寺に關する制令、注意

寛文五年七月十一日幕府から出した諸宗寺法は、當上田藩に於ても遵奉されたもので、寺院に關する重要制令である故に先づ茲に記載する。

定

一 諸宗法式不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>相亂、若不行義之族於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は、急度可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>沙汰一事  
一 不<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>一宗法式之僧、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>寺院住持一事

附立<sub>レ</sub>新儀不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>說奇怪之法事

一本末之規式不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>亂<sub>レ</sub>之、縱雖<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>本寺對<sub>レ</sub>末寺不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>理不盡之沙汰一事

一 擅越之輩雖<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>何寺、可<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>其心得從<sub>レ</sub>僧侶方不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>相爭一事

一 背<sub>レ</sub>國法輩到來之節、於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>其届ハ無<sub>レ</sub>異儀可<sub>レ</sub>返事

一 寺院佛閣修復之時、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>美麗一事

附佛閣無<sub>レ</sub>懈怠掃除可<sub>レ</sub>申付一事

一 寺領一切不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>賣<sub>レ</sub>買之、并不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>干<sub>レ</sub>質物一事

一 無<sub>レ</sub>由緒者雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>弟子之望、猥不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>出家、若無據之子細於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之ハ其所之領主代官に相斷可<sub>レ</sub>任

其意一事

右條々諸宗共可<sub>レ</sub>堅守<sub>レ</sub>之、此外先判之條數彌不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>相背<sub>レ</sub>之、若於<sub>レ</sub>違犯ハ隨<sub>レ</sub>科之輕重可<sub>レ</sub>沙汰<sub>レ</sub>之、猶載<sub>レ</sub>下知狀<sub>レ</sub>者也

寛文五年七月十一日

下知狀

朱 印

一 僧侶之衣休應ニ其分限ニ可レ着レ之、并佛事作善之規式、檀那雖レ望レ之相應ニ輕可レ任事  
一 檀方建立由緒有レ之寺院住職之儀ハ爲ニ其檀那之計條ニ從ニ本寺ニ遂ニ相談ニ可レ任ニ其意ニ事  
一 以金銀不レ可レ致ニ後住之契約ニ事

一 借ニ在家ニ構ニ佛壇ニ不レ可レ求ニ利用ニ事

一 他人ハ勿論親類好ミ雖レ有レ之、寺院坊舎ニ女人不レ可レ抱ニ置之ニ、但有來妻帶ハ可レ爲ニ格別ニ事  
右條々可レ相ニ守レ之ニ若於ニ違背ニ者、隨科之輕重ニ可レ有ニ其沙汰ニ之旨依仰執達如レ件

寛文五年七月十一日

酒井、阿部、稻葉、久世四老連署

諸社條目

定

一 諸社之禰宜神主等專學ニ神祇道ニ所ニ其崇敬ニ之神體彌可レ存ニ知之ニ、有來神事祭禮彌可レ勤之ニ、向後於ニ  
懈怠ニ者、可レ被レ放ニ神職ニ事

一 神社之位階、從ニ前々ニ以ニ傳奏ニ遂ニ昇進ニ輩ハ、彌可レ爲ニ其通ニ事

一 無位之社人可レ着ニ、白張ニ其外之裝束ハ、吉田之許狀ヲ以テ可レ着レ之事

一 神領一切不レ可レ賣買ニ事附不レ可レ入レ干ニ質物事

一 神社小破之時其相應ニ常々可レ加ニ修理ニ事、附神社無ニ懈怠ニ掃除可ニ申付ニ事

右條々堅可レ守レ之、若違犯之族於レ有レ之テハ隨ニ科之輕重ニ可ニ沙汰ニ者也

同年月日

同前連署

元祿十年十二月社に勸進するを禁じた。

社諸勸進等施候儀一切可レ爲ニ無用ニ并ニ只今迄之通寄進等も減少可レ仕候事

享保十二年十二月

於ニ在々所々ニニ神事佛事其外何事ニ依らず、新規之儀堅く不レ可ニ取建ニ若し無レ據子細有レ之ハ奉行處又は地頭へ相達し可レ任ニ差圖縱令有來候儀にても、例替りたる事不レ可ニ仕出候といふ公儀よりの觸を、町奉行より惣町問屋年寄に申渡した。

享保四年三月

手習に子供寺へ参り候ても、寺にて振舞の給仕に頼まれ間敷と申渡した

元文五年寺院に於て、堂塔修理又は法儀執行の際に、割付強押の寄附勸化等を爲すを禁制し、すべて施物は本人志次第になすべきを觸れた。

強、制、之、勸、化、を、禁、制、す

御領分寺院堂塔修覆或いは法儀行ニ付其入用を擅越に割付押之致勸化又は年賦を以出させ候類有レ之候由粗相、相聞候、施物ハ、志次第之儀、檀家相對を以受候儀は通例ニ候得共、強而致ニ奉賀ニ候事有レ之間敷、自今猥ニ無レ之様可レ被ニ申付ニ候。右之趣自分共ニ被ニ仰出ニ候可レ被レ得ニ其意候。以上

元文五申年八月二十五日

村上左兵衛

寺院方

此達しは頗る厳しく申觸れられて、若し押奉加等を致す者あらば、訴へ出づるやう町在役人に申付け寺院住僧を呼び出し、此達しに就て請書を差出させた。此は此節洗馬組曲尾村の實相院が、押奉加をして、兎角の取沙汰ありて、實相院は郡奉行より、嚴重叱譴された事があつたからである。けれども、此押奉加の傾向は世上一般で、獨り實相院のみでは無かつたらうと思はれる。

寶曆三年二月に左の達示を爲し僧侶の不行跡を戒めた。

僧侶の不行跡を戒む

一御領分寺院風俗不レ宜不行跡之出家有レ之様に相聞候。左様之族於レ有レ之者、最初より末寺は本寺、弟子は師道より宗旨の作法を以て、相糺し不埒無レ之様に可レ致事に候。向後法中不似合に不埒之沙汰有レ之に於ては、本人は勿論本寺師道法頭迄可レ爲ニ越度ニ候、尤其品に依り急度可ニ申付ニ候。右之

旨相心得風儀之改候様寄々可ニ申達一候

月 日

奉 行

兩町間屋年寄に

天明九年 寺院にの戒諭

一 近年以來出家の風儀行跡心得違有之様相聞候、佛道は第一五戒を持し十善を修し、次には六度萬行を行ひ、次には三徳をたくわへ四智を明にし、元より諸行無常に候得は、聊名聞を街ひ候事無之、一心を空寂にし外縁執着の念を絶ちて煩惱を免れ、衆生を濟度するを本意と致候は勿論に候得共、全是を行ひ得候事は、とても可及事にも有間敷候得者、責めては慈悲忍辱を專にし、一郷一村の人にもうやまわれ、愚民をも教化可致所存に候は、薙髮縮衣之身と相成候甲斐も、少しは可有之候。然るに皇朝より官位を賜る身分に候とて、法衣をよそほひ人に傲り候のみにて、内心は外縁に馳せ、甚きは口外も難成程の穢行も間々有之、菩提寺住僧として教化を加ふべき且那より、異見を受候様成義有之候ては、却て衆生に濟度せらるゝにて候、佛法に違ひ國法に背き不埒之至に候

一 出家は平民の家より出で、高位にも登り候事故、市井鄉村の住居を致候ても、諸人の尊敬にも預り候は、剃髮して法衣を着したる斗の義にては無之候。畢竟其行跡凡俗をはなれ、一寺の住僧ともなり、衆生を濟度するの徳あるを以てなり。然れば佛の戒を全く持ち候事は、出來不申候とも責めては、凡夫の心を翻し貪慾嗔恚の焰を消滅し、頑愚の民博奕其外の不義にて、家産を滅却候様なる者も、教化を加へて納得いたさせ、又は貪慾に迷ひ眞恚にひかれて公法を犯し、我と惡趣に沈み候者をも救ひたすけ、或は往古より有來候殿堂伽藍の頽敗に至らざる様に修覆を加へ、中興の住山とも可成と心懸け候筈之所、左は無之のみならず、中に持戒の沙汰にも及はず、専ら名聞を街ひ風流の今様に身を持たし候儀、沙門たる者の可身體にあらず、其上身分の榮耀に且那信施の貨財を費し、或は筋



なき公事をたくらみ、又は譯なき願事を企、數代有來候田畑をも賣拂ひ、其寺衰廢して殿堂大破に及へども、修理すべき力も無く、開基の志願を空敷なし果て候義、佛道に於ても本意とは言ひがたかるべく候

一 出家の身分に候とも、凡俗の交を絶ちては衆生濟度の方便も難成故、候諦の説も有之に付、專塵俗に和同し候事も、畢竟は委しく人間の有様をも知り、惡を變じて善に越かしむるの手段成に、其本意を取失ひ妄想制しがたく、専ら自分の樂を求めんが爲に、只管戲場遊興の席などにも携はり候得ば、假は變じて眞となる故、飲酒妄語女戒も破れ、色慾の戒も破れ候は、天下古今の通情にて、凡之人界に生れ候者の逃れざる事故、本然の眞諦を目當にして、取はなすまじき心にうけ、幽窓の下に經卷を繙き、山水の清きに耳を洗ひ、心を澄して閑寂を甘んじ候得ば、意馬心猿の狂徒も不防して自ら退き、持戒に意なくして戒を破るに至らざるべし、是を本として假に凡俗の交を致候得ば、凡俗にもとうとみ思はれ、教化濟度の方便となり、人々の信仰も厚かるべき事に候

一 濫其形服者誅之自有鬼神といへり、されば出家は宗旨夫々の法服を着し、施行往來何方にて見候ても出家は出家と見へる様に可致事に候、近來出家の體平俗に同じく、帶刀無之迄にて、僧俗の見分け無し之者聞々有之候、是亦佛道に於て不本意たるべき事に候

一 出家は且家に代り、平日精進結齋して、晝夜となく稱名の聲絶えざれば、其體殊勝にして檀中參詣の者も、是を聞候ては自然に一念發起をもいたさせ候様に可有管之所、近來寺院に於て歌舞妓等の玩ひも聞々有之故、精進結齋之道場却て戲場遊興の席となる。一寺の住僧として其體凡俗に異なる事なきより、檀中にも輕しめられ、我より吾道をせばむるなり、是又不本意の事たるべく候

一 凡人は夫々の職分ありて、今日のつとめを爲し、世の用をなさざる事なし、士の政務をつかさどりて國天下の法令をしき施し、萬民を安堵せしむるは不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>言、民の農業をつとめ五穀を作り、年貢を出

し夫役を勤め、工の家作をなし器物を作り、商の交易して有無を通じ候より、牛馬鶏犬に至るまで、田を耕し荷を運び時を告げ夜を守るの徳ありて、人の用を爲す故に食物を與へて人家に畜ひ置事なり。出家は古來より其地を除き年貢を出さず、夫役を勤めず、其上高位を賜りて人の尊敬に預るは何故ぞや、畢竟佛の戒を持ち、心身堅固にして衆生を教化濟度するの徳あるを以てなり。然るに其行跡凡俗を離れざるのみならず、却て種々の悪行ありて、旦那の意見を受け厄介に預る様にては、聊世の用をなす事なきのみならず、却て害となるべきなり。徒に引道滅罪之法會に招かれ、經卷を讀誦するのみにて、出家の勤を盡せりと思ふは、大なる誤成るべし、佛戒を破る身分にて經卷を誦すとも、其功德可有様も無し之候、畢竟出家を自分の渡世と存じ、凡夫を濟度するの本意を忘れ候故、ケ様の心得違も有之なるべし。

一 大智禪師の一日不作一日不食と言ひしは、素餐せざることを言なり。今の出家たるもの、年貢を出さず夫役を勤めず、其上除地官位を賜りて、筋骨心思の苦勞もなく、しかも世の尊敬に預るものは、農業に艱苦せし百姓よりも十分まされる身分にて、破戒悪行凡俗に劣れる事あらば、素餐是に過たるはあるべからず、四民各世事に艱苦して、衣食を求むる事を思はずや、天堂地獄もし實にあらば、是等の人果して何れの所にか至らん、後世度牒の制廢絶して、今は産業の爲めの便と成る者多ければ、戒律を持ち得ざるも、深く責むるには足らざれども、儼然たる一寺の住僧として法衣を裝ひ、佛前に向ふとき、少く心に耻る所なからんや。

一 凡俗といへども人間の道を全く行ひ盡すにはあらず、悪行不法の者も有之事に候、乍去出家社人の外、四民は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>言穢多乞食といへども、夫々相應の業ありて世の用をなす事なれば、縱悪行ありとも功罪相半すと可<sub>レ</sub>申候、出家は元來雜衣を着し、食を人に乞て世を渡るべき身分の者にて、四民の業をなさず、何にても世の用を爲す事なければ、無くとも事缺かざる者なるに、古より征役を勤ず、

其上除地を賜り官位を授け給ふ事は、四民夫々の業ありて世の用をなすよりも、貴き事有を以てなるべし。畢竟佛の戒を持、凡俗の及びがたき行跡ありて、天下萬民の功德をも可成を以てなり。出家にして持戒の一條を去る時は、天下の土地金銀米穀を盜むにあたり、天子公卿も歸依し玉ふ、さしも貴き出家の身分にて、天下第一の贅物となるは、不本意の至りたるべし。古人の言る豈不念皇恩度牒不與征役者人主之惠哉豈不念古語有云一子出家九族生天哉豈不念辭親棄俗當爲何事哉豈不念光陰易往而道業難成哉豈不念道眼未明而四恩難報哉豈不念行業不修而濫膺恭敬哉豈不念道非我修而誰修哉豈不念正法將墜而魔法增熾哉沙門たる者此義を省察して、刹那の間も佛戒を不破様に深く可愼事に候

一三界唯一心心外無別法三界唯心萬法唯識直指人心見性成佛等の語を見れば、衆生の汚穢を遠離して、一心を澄すの外佛道は無と見へたり、乍去佛も衆生の汚穢に混雜して、汚穢に不染事蓮の泥中に生じて、泥に不染が如くなるを以て、經の題號を妙法蓮花經と名づけ、蓮花は則心法のたとへなれば、是又心法外にあらず、是一部の要領にて佛道の極功なるべけれども、此境界に至事甚難き事故、名僧の山林に屏居せしは此故なるべし。今の佛者戒牒の初より人中に雜處し、飽まで世態妄情に浸淫して強て情慾を制せんとするは、火を以て火を救ふが如し、種々の戒律ありて外誘を制すれども、終に心火の消滅せざるは凡人界に在る者の逃れざる事なれども、佛法大海信に爲能入といへば、活計の爲めに僧となる者は論ぜず、信に佛道に入らんと思ふものは、修行の手段により成佛の期も有事に候、千里行く者は必一步より起る、近く居常の清規を守り、佛道の掟に背かずば、則國法にも違はずして世の善人と謂ふべし、已に善人に成たる上、高妙の論にも及び、成佛をも願ふべし、徒に圓顛方眼にて其行跡風俗に恥づる所ありて、人に菩提をすゝめ已も三昧に入らんと欲す、假一切經五千餘卷を暗誦し、精微を盡し玄妙を論ずと雖も、永諸趣に沈淪して成佛の日あるべからず。

一 佛道之義は宗旨夫々の教法有<sub>レ</sub>之至深長之理は、元來平俗の可<sub>レ</sub>知義無<sub>レ</sub>之候、定て本寺役寺爲<sub>二</sub>師匠<sub>一</sub>者、平日教解可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候得者、可<sub>二</sub>差構<sub>一</sub>義無<sub>レ</sub>之候。乍<sub>レ</sub>去失<sub>二</sub>佛道之大意<sub>一</sub>候沙門も有<sub>レ</sub>之、違<sub>二</sub>公儀之御觸本寺之規則<sub>一</sub>政道不<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>義に付、書<sub>二</sub>釋門之崖略<sub>一</sub>而申觸候、意味之玄遠宗躰之派別は、各傳法有<sub>レ</sub>之候得ば不<sub>二</sub>更<sub>一</sub>及<sub>二</sub>諫論<sub>一</sub>候、尤爲<sub>二</sub>一寺住僧<sub>一</sub>者右躰之行跡者有<sub>レ</sub>之間敷候、弟子之内心得違之者有<sub>レ</sub>之候者、爲<sub>二</sub>師匠<sub>一</sub>者可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>教解<sub>一</sub>候、万<sub>一</sub>住僧破<sub>二</sub>戒律<sub>一</sub>候者自<sub>二</sub>本寺役寺<sub>一</sub>可<sub>二</sub>相正<sub>一</sub>猶於<sub>二</sub>違犯<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>之者可<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>上裁<sub>一</sub>者也

天明九年巳丙正月

寛政二年の寺僧への諭達

寛政二年三月寺僧に左の諭達をなし、猥りに滅刑敷願等の事無からしめた。

重き御咎にて死罪にも被<sub>レ</sub>行候程の者有<sub>レ</sub>之節、格別之趣意を申立助命被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>、弟子に仕度坏と身に替願出候類は、出家の道左も可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>義殊勝<sub>一</sub>の事に候得共、輕き義にて手鎖入牢等被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候節、檀中より相敷き候とも、容易に役所へ訛等申出候筋に有<sub>レ</sub>之間敷候。若し其意に任せ相當の御咎を差略致候ては御政務不<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>事に候、惣て教諭に従はず法度を守らず、人の害を爲し世の妨に相成候者は、誠<sub>二</sub>に天の棄る處にして、無<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>事に候間、其身一人を罪して萬民を救ひ候儀、畢竟慈悲之道にて候。其人を惡みて罪に行候儀にては無<sub>レ</sub>之候。善惡の差別無く人を救ひ候は、佛門の本意にて可有<sub>レ</sub>之候間。訛申出候儀堅く無用と申間候ては、其道の本意を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>失にも當り候<sub>二</sub>付、無用と申間候儀にては無<sub>レ</sub>之候、乍<sub>レ</sub>去近來かりそめの義にて手鎖入牢等有<sub>レ</sub>之節、容易に訛を申出候寺院も間々有<sub>レ</sub>之哉に相聞候。右申間候通りに候得者、假令申出候とも、猥りに聞届可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>筋に無<sub>レ</sub>之候、聞届け不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>義を乍<sub>レ</sub>存、出家之身分難<sub>レ</sub>默正義と心得、かりそめの咎人を容易に訛を申出候ては、第一役所を輕しめ候に當り、畢竟名聞のやうにも相聞、却て出家の身分も輕々敷相成、人々の尊崇も薄く相成候間以後勘辨可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>事に候

僧侶の不行跡

右之通寺院一統に寄々可<sub>レ</sub>寺開一候

文化五年十一月寺院内に風俗不良なる者あり。禁制の博奕に與かり、又女戒を破る等の事あるを以て、左の如く嚴重申渡して之を戒めた。

寺院に

近來寺院之内には、風俗不<sub>レ</sub>宜輩も有<sub>レ</sub>之博奕或は色慾等の事にたづさはり、中には洗濯女と申立年若なる女等差置候類も有<sub>レ</sub>之哉に相聞候。寺門の本意にも背き、檀越の尊崇をも失ひ候始末、以ての外に儀に候。一寺住職之寺僧は勿論、附屬の僧とても右躰の行狀有<sub>レ</sub>之候ては、三衣を着し候詮も無<sub>レ</sub>之事に付、止むを得ず御吟味被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候筋も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候條、一身上計にも無<sub>レ</sub>之末寺附屬之僧迄も、得と致<sub>レ</sub>教諭<sub>二</sub>不如法之義無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致事

十一月

別紙之通申開置候様被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候條、寺院庵主等迄も不<sub>レ</sub>洩様別紙書付可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>一覽<sub>一</sub>候、且又小堂庵主の類道心躰之者指置候とも、役所迄申上候上差置可<sub>レ</sub>申之處、無<sub>レ</sub>其儀も有<sub>レ</sub>之哉に相聞候、心得違の事にて候ケ様の類、第一其持々の寺院其處の役人等心得居、相糺し届の上差置可<sub>レ</sub>申候、是又寺院へも心得申開可置事

僧侶の身持に就て戒告

文政六年八月僧侶の破戒不謹慎を誡むる所があつた。

一近來寺院の内にも、風俗不<sub>レ</sub>宜輩有<sub>レ</sub>之、色慾等之事に携り、中には洗濯女と號し年若なる女寺に差置候類も有<sub>レ</sub>之哉に相聞、寺門之本意<sub>二</sub>背檀越之尊信を失ひ候始末、以之外の事に候。一寺住職之寺院は勿論、附屬の僧とても右様之行狀有<sub>レ</sub>之候ては、三衣を着し候詮も無<sub>レ</sub>之事<sub>二</sub>付、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止事吟味被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候筋も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之條、住職一身之上斗にも無<sub>レ</sub>之、末寺附屬之僧迄も得と致<sub>レ</sub>教諭<sub>二</sub>不如法之儀無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>致候事

八月

寺院撞鐘再興禁止

中絶寺院撞鐘の事

寛政九年幕府は寺院中絶の撞鐘再興のことを許さざる命令を出した。参考の爲め記して置く。

一諸寺院中絶の撞鐘再興之事以來差免候事無用ニ候尤廢し候以後鐘樓之基礎其儘有之其證據分明に有之候類へ相糺之上可開届勿論新規之造立は無用之事

寛政九年四月

神事祭等に就ての申渡

神祭の際の注意  
申渡

天保十年十一月原町市神再建竣工し、將に其祭事を執行せんとした時に與へた注意申渡で、其頃の世相を察する一資料と成り、又一方天保年間の儉約政策のあらはれの、一端と見るべきもの故左に載せて置く。左の書付は町手代出張の上、市神世話人等呼び集めて讀み聞かせた上、其等の人々に請書を差出させた。

在中に於て神事祭之節燈籠等神前へ供へ候義は承届置候處近來次第に華美を競ひ大造なる催を致候村方も有之候ニ付心得違無之様度々相觸候儀に候處兎角不相用當夏も早魃ニ付降雨の祈と號し既に先月大造なる形物等造り夥しき燈籠社頭に差置候村方も有之赴相聞候畢竟燈籠相供候義は信心の爲に候處大造の催致し候ては無益の費用相掛り全く遊覽の所業に相當り不相濟事に候。其外雨乞として神社或は河原に集り猥りに鉦大鼓等打鳴らし大造なる騒ぎ致酒食遊興がましき休の村ども有之趣相聞如何の事に候。元より神は非禮を受けられず候へば、如何様の儀致し候とも其理に叶はず候ては受納可有之譯も無之却而神明の怒非禮の罰を蒙るべく候。以後祈願致候はゞ右様不埒の儀無之至誠感通の理を辨へ專誠意を盡し、神妙に執行可致候。先此度は勘辨を以て不及糺候へども此末右様の義有之候はゞ急度咎可申候。右は文政十年六月町方へも相觸置候へば役人は勿論小前一統の者共も急度相心得可罷在

獨禮の待遇

候處此度市神再建遷座ニ付大造なる幟其他形物等作り寄進奉納の品過分の赴風聞ニ付爲相尋候所、夫々取調帳面差出させ及一覽候處大造なる事ニ付遷座見合可申段申付候處、他處の商人共より、信心ニ付寄附の品ニ付今更斷りにも難レ及迷惑至極ニ付何分相用申度段市神再建ニ付世話役の者共より違不願出ニ無餘儀ニ相聞候ニ付他處商人より寄附之分は遷座當日計にても爲ニ相用ニ度伺候處、右様の儀は先格も無レ之新規之儀、且當時御役柄ニも有レ之候得者、大造之神事等不ニ相成ニ候段被ニ仰出候。仍て他處對ニ商人共ニ一氣之毒なる儀に候得共、右差支之赴を以て斷りに及ぶべく候。去レ乍ら幟其他奉納物一切不ニ相成ニ儀にては無レ之、前書文政の度相觸れ候通リ以ニ誠意ニ大造に無レ之品は不レ苦候得共、木綿にても廣幅の幟、并絹縮緬羅紗の類にても丈五六尺の小幟神前に計二三本相建候儀は、勝手次第其餘は決して不ニ相成ニ候

上田市寺院中で仙石時代獨禮の待遇を受けた者

横町 宗吽寺 鍛冶町 本陽寺

此兩寺の捧物は扇子一本 杉原紙壹束

横町 日輪寺 捧物小杉二束

鍛冶町 月窓寺 捧物杉原紙一束 扇子一本

原町 妙光寺 捧物辨財天御禮 小杉三束

横町 照月庵 捧物扇子一函

横町 願行寺 捧物小杉五把 扇子一箱

在分では

訪諏部 芳泉寺 房山大輪寺

上田町寺院正月御禮上物

社寺古蹟 第一篇 社寺に關する制令、注意

寺院  
正月御禮上物

松平氏領主元文二年當時、正月五日上田町内寺院、年頭御禮の時の上ゲ物は左の通り

宗呼寺 木御札 扇五本 杉原一束

本陽寺 宗呼寺に同じ

願行寺 扇五本 小杉貳把

月窓寺 扇一本 杉原壹束

照月庵 扇一箱

貞松院 小杉貳把

妙光寺 辨財天御札 小杉參把

淨念寺 扇三本入一箱臺尺

社寺初穂

社寺初穂

松平氏領主時代の諸社寺に對する初穂は、次の如であつた。

御鎮寺御初穂 鳥目 二貫文

大宮御初穂 金二百疋後百疋に減ず

大般若御祈禱

白山寺 白金五枚 經導師 白金壹枚 僧中 金五圓貳歩

正月五月九月御日筥之節

一、鳥目六貫文 宗命寺

稻荷御供料

一、米壹俵 同寺に

一、米拾俵 同寺に



一、金二百疋 本陽寺

御齋米

一、米五俵 同寺に

一、金二百疋 七月 光照院

一、鳥目三貫文 七月 同

一、金二百疋 七月 同

御齋米

一、米八俵 同

此外

一、帷子代但二十匁づゝ 宗門改役人へ被下

一鳥目二貫文 初米差上候百姓共へ被下

社寺上地高 明治七年寺社上地高

寺社名 上高地 田 舊町村名 字 社名 上高地 田 舊町村名

鎌原神社 畑九畝十八歩 鎌原村 芳泉寺 田一町五反九畝廿一步 諏訪部村

須波三穗神社 田一反三畝歩 畑八反二畝廿三步 西脇村 月窓寺 田一反九畝十四歩 鍛冶町

大星神社 畑三反四畝八歩 山口村 本陽寺 田四反九畝十九歩 鍛冶町

向源寺 田七畝六歩 畑九畝廿四歩 西脇村 大輪寺 畑四反二畝九歩 山林五反三畝十八歩 房山村

社寺古蹟 第一篇 社寺に關する制令、注意

(師岡史料)

願行寺	田四反八畝七步	常田村	諏訪社	田七反五畝十九步	諏訪形村
宗吽寺	田七反五畝二十五步 畑二畝十四步	常田村	金窓寺	田二反十五步 畑一反四畝廿八步	諏訪形村
照月庵	屋敷反別一反八畝 十五步	上田横町	四箇牧神社	田一反二十二步 畑五反五畝五步	小牧村
八幡社	田一反七畝十九步	中之條村	大福寺	田一反二畝七步	小牧村